

食品製造業をめぐる情勢



令和8年7月
新事業・食品産業部 食品製造課



目次



1. 食品製造業の概況
2. 原材料の国産利用促進に向けた取組
3. 持続可能な生産に向けた取組
4. 生産性の向上に向けた取組
5. 加工食品の輸出拡大に向けた取組
6. 食品製造業における外国人材の受入れ
7. 災害等への対応

1. 食品製造業の概況

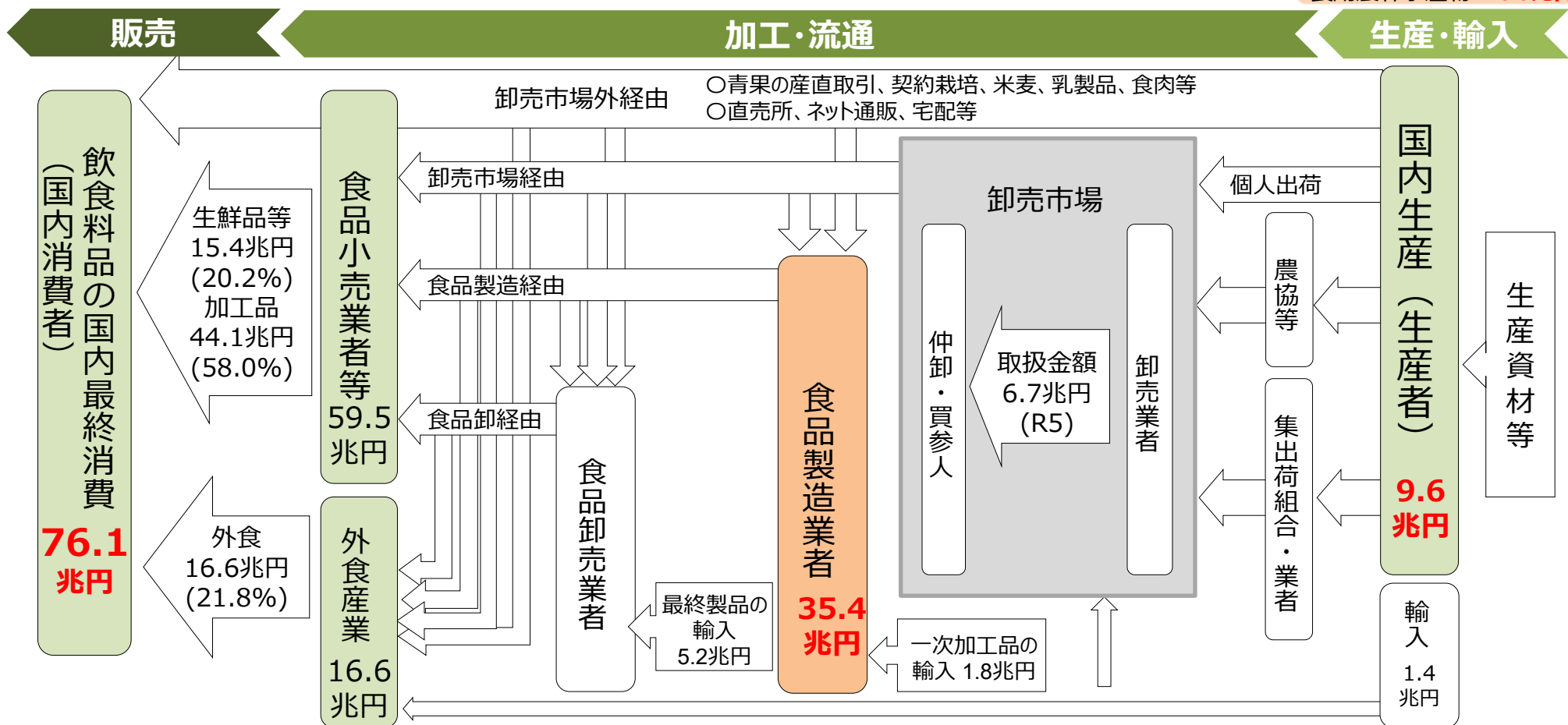


1-1. 食品製造業のフードチェーンにおける位置付け

- 我が国の食品市場は、国内生産の9.6兆円を含め、10.9兆円の食用農林水産物に食品製造業（35.4兆円）等が付加価値をつけ、最終消費76.1兆円の市場を形成。

食品市場全体のイメージ

国内消費向け
食用農林水産物 **10.9兆円**



出典；農林水産省「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」等を基に試算。
本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

1 - 2 . 食品製造業の企業数、雇用、売上高（他産業との比較）

○ 食品製造業は、全産業に対して、企業数で1.2%（製造業の10.0%）、売上高で2.0%（同8.5%）、常時従業者数で2.1%（同14.7%）を占める。

食品製造業と他産業との比較（企業数、売上高（2023年度）、常時従事者数（2020年度））

	企業数 (社)		売上高 (億円)		常用雇用者数 (人)	
全産業	2,010,941	100%	19,306,951	100%	55,168,640	100%
製造業	241,855	12.0%	4,633,844	24.0%	8,072,185	14.6%
食品製造業	24,300	1.2% (10.0%)	394,164	2.0% (8.5%)	1,185,142	2.1% (14.7%)

※（）内は製造業に対する割合

（参考）製造業のうち、工業分野の主要な業種について、全産業に対する割合は以下のとおり。

① 金属製品製造業（産業中分類で企業数第1位）
企業数1.7%（製造業の13.8%）、売上高1.1%（同4.4%）、常用雇用者数1.1%（同7.7%）

② 輸送用機械器具製造業（産業中分類で売上高第1位）
企業数0.6%（製造業の4.8%）、売上高4.9%（同20.4%）、常用雇用者数1.9%（同13.2%）

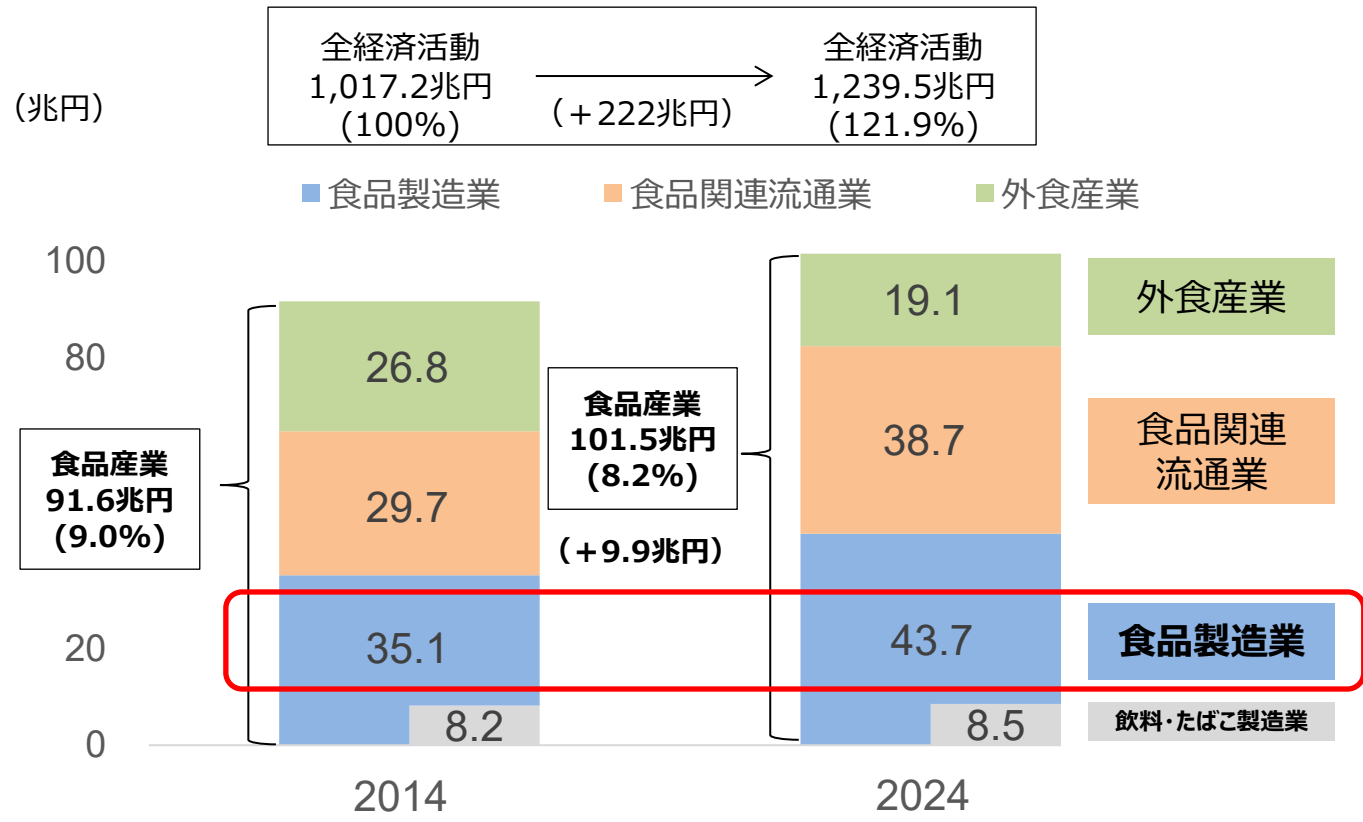
※製造業のうち、産業中分類で常用雇用者数第1位は食品製造業

資料 1：企業数、売上高は、総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（産業横断調査）」
（対象：個人を除く）
資料 2：常用雇用者数は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」
注：売上高は、製造品以外の商品等販売額や役務の提供による売上高等を含む

1-3. 食品製造業の国内生産額（他産業との比較）

○ 2024年の食品産業の国内生産額は101.5兆円。一定の市場規模を有する我が国における重要産業。（全経済活動の約8%、農林漁業の国内生産額13.9兆円の約7倍。）

■ 国内生産額（2014、2024年）



（他産業の国内生産額）

	国内生産額
電子部品・デバイス	15.6兆円
金属製品	14.2兆円
パルプ・紙・紙加工品	8.9兆円
窯業・土石製品	7.5兆円

	国内生産額
製造業	374.5兆円
卸・小売業	132.7兆円
不動産業	81.0兆円
専門・科学技術、 業務支援サービス業	75.9兆円

出典：農林水産省「令和6年 農業・食料関連産業の経済計算（概算）」、「令和7年農林水産業ひとくちメモ」を基に農水省作成

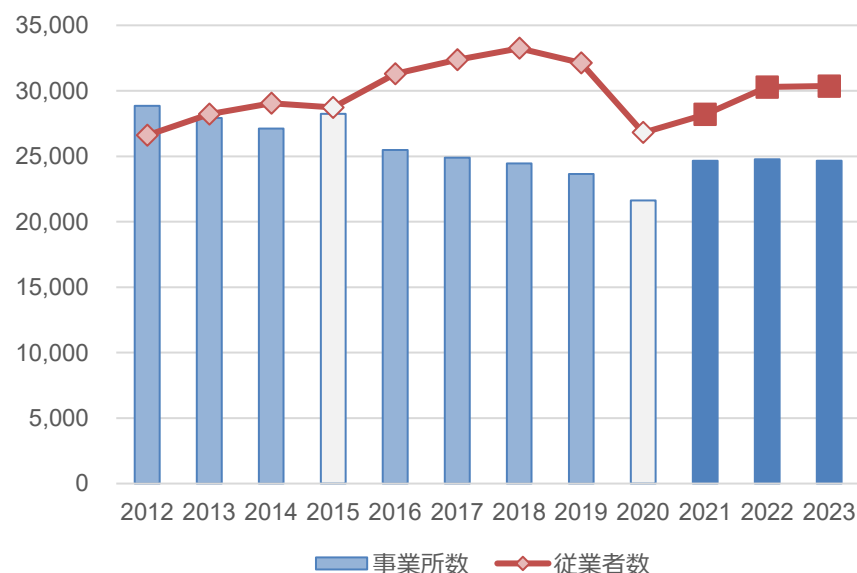
1-4. 食品製造業の事業所数、従業者数、製品出荷額の推移

○食品製造業の事業所数は減少傾向にある一方、従業者数は増加傾向。

○製造品出荷額は、増加傾向で推移。

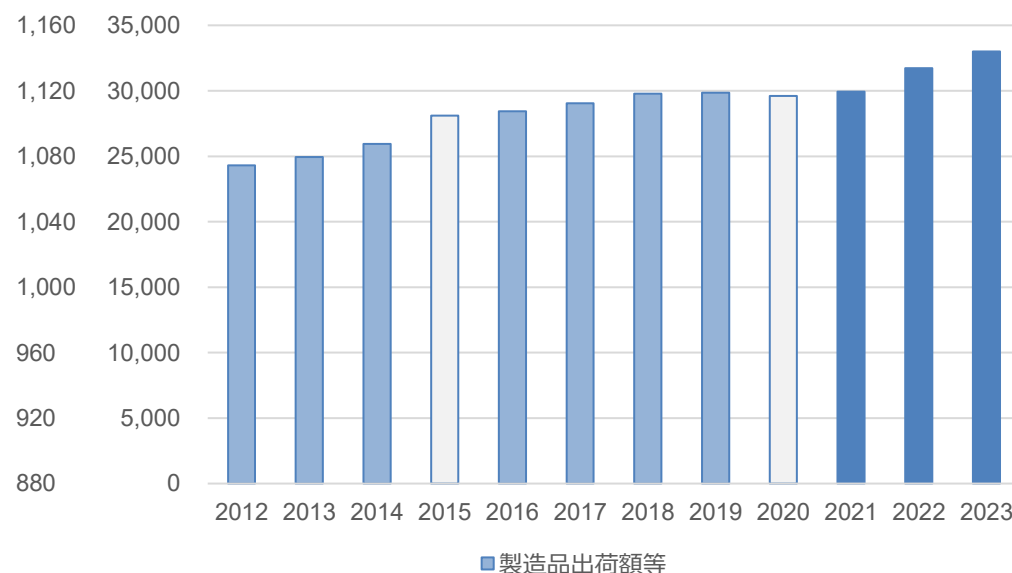
■ 食品製造業の事業所数・従業者数

(事業所)



■ 食品製造業の製造品出荷額

(千人) (十億円)



資料：2012年～2014年、2016年～2019年のデータは、経済産業省「工業統計表」のうち「産業別統計表」

2015年、2020年のデータは、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」のうち「産業別集計」

2021年以降のデータは、総務省・経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」のうち「産業別統計表データ」

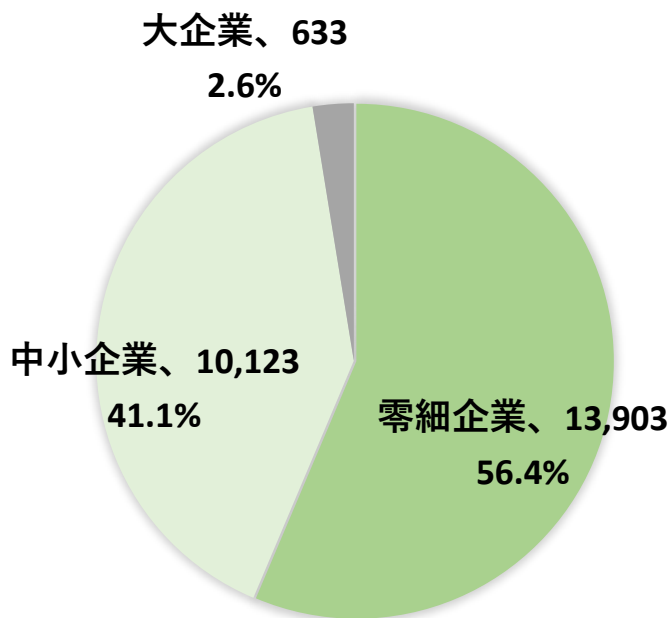
注1：2012年～2020年は、従業員4人以上の事業所が対象

注2：2021年以降は、売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告等を基に全体を推計した値

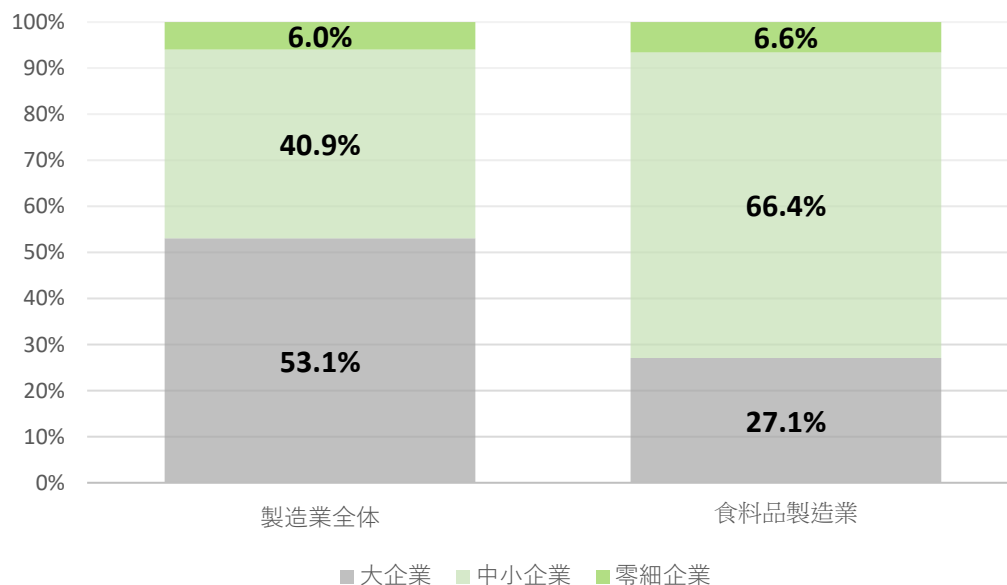
1-5. 食品製造業の経営規模

- 食品製造業は、中小企業及び零細企業が97.4%を占めている（製造業全体でも、中小企業及び零細企業が全体の約98%）。
- その一方で、食品製造業における規模別の製造品出荷額については、全体の7割を中小企業が占めている（製造業全体では、大企業の占める割合が約53%で最大）。

■ 食料品製造業の規模別構造（2024年6月時点）



■ 食料品製造業の規模別の製造品出荷額（2024年6月時点）



資料：総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」のうち「産業別統計表データ」

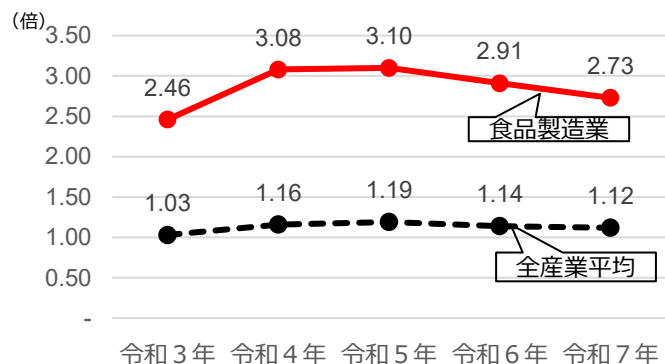
注1：本資料において、零細企業は事業所の従業者数が19人以下、中小企業は事業所の従業者数が20以上299人以下、大企業は事業所の従業者数が300人以上と整理。

注2：グラフ内の割合については、小数点第2位以下を四捨五入。

1-6.食品製造業の有効求人倍率

- 食品製造業の有効求人倍率は、全産業平均に比べて**高い水準**で推移。
- 地域的に見ると、食品製造業の有効求人倍率は、都市部より**地方の方が高い傾向**。

■ 有効求人倍率の推移

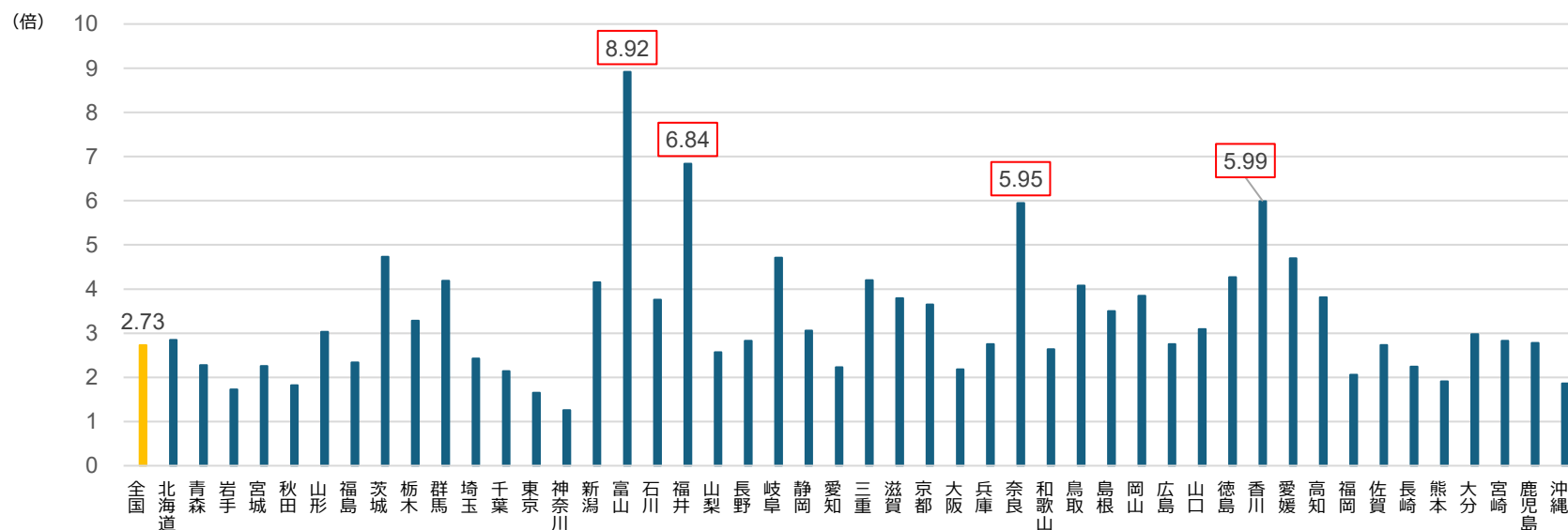


近年は全産業平均の
2倍以上の値で推移

資料：厚生労働省データを元に農林水産省にて算出
※飲食物品製造業の値

富山県、福井県、奈良県、香川県等の
有効求人倍率が高い

■ 都道府県別有効求人倍率

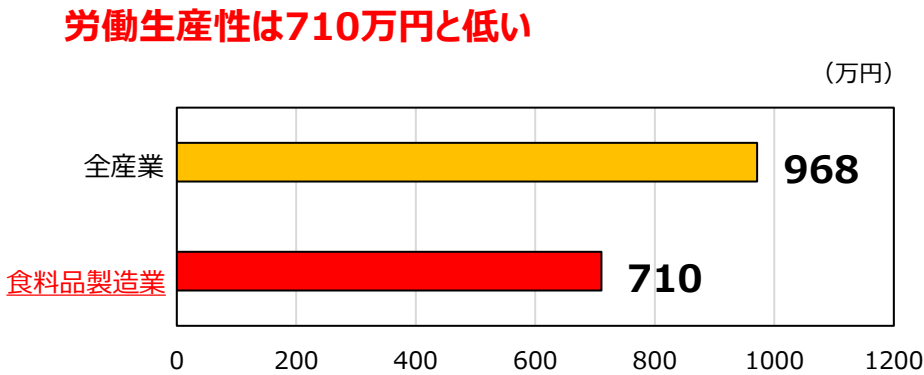


資料：厚生労働省「職業安定業務統計」（令和7年）

1-7. 食品製造業における労働生産性

- 製造や盛付け等、人手を要する工程が多い中で、他産業と比較して**労働生産性が低い水準**。
- 業種別に見ると、弁当、惣菜、めん類、パン・菓子製造業において、特に労働生産性が低い。

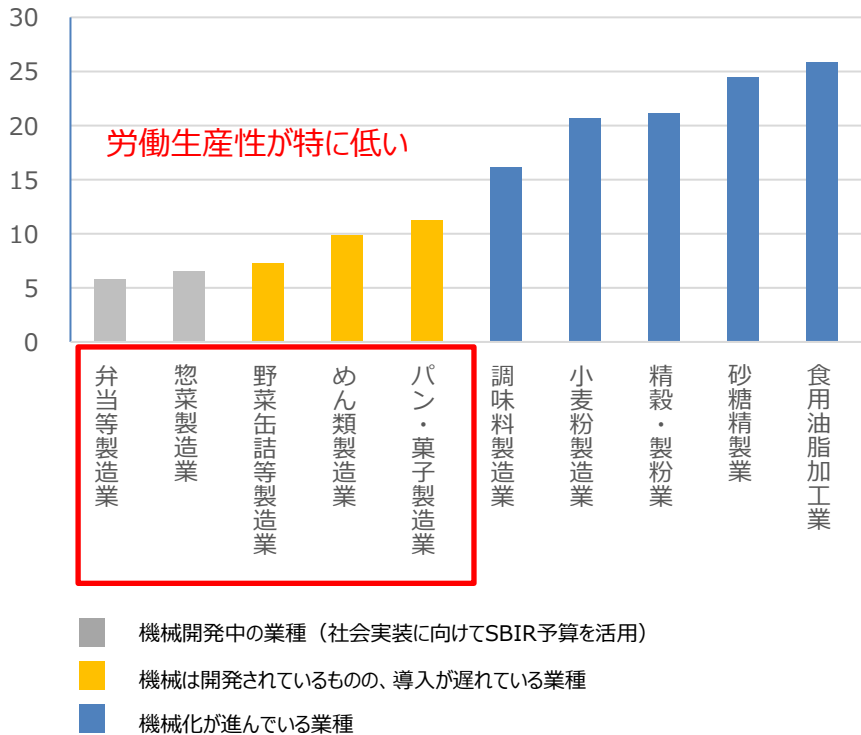
■ 食品製造業の労働生産性



資料：経済産業省「2024年企業活動基本調査確報－2023年度実績－」を基に農林水産省作成
注1：労働生産性：従業員一人あたりの年間付加価値額（万円）
注2：「食料品製造業」における付加価値額を常時従業者数で除したもの（万円/人）。

■ 食品製造業の労働生産性（業種別）

(百万円) ○食品製造業の労働生産性（業種別）

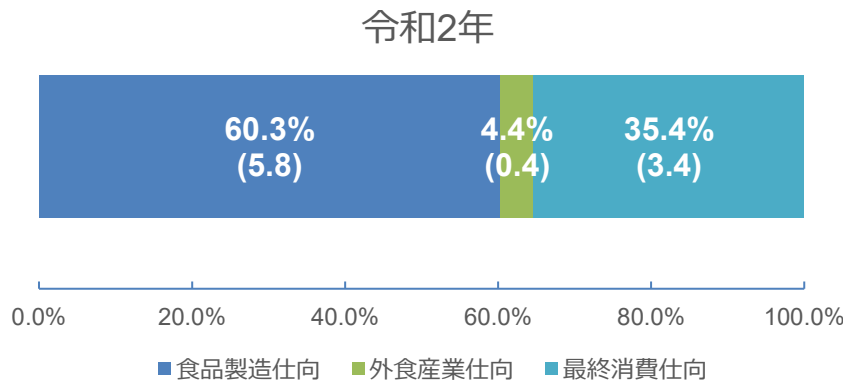


資料：経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査（産業別統計表データ）－2023年実績－」
※弁当等製造業は「すし・弁当・調理パン等製造業」、野菜缶詰等製造業は「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品を指す。

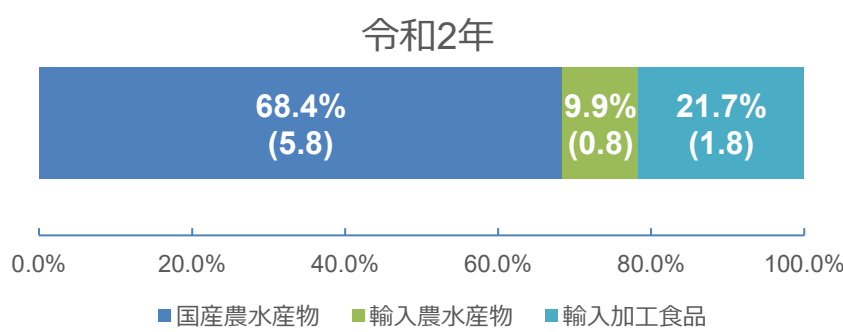
1-8. 国産農林水産物の最大の仕向け先、地域経済で重要な役割

- 国産農林水産物の仕向け先の約 6 割が食品製造業であり、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約 7 割は国産農林水産物となっている。
- 我が国食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、7 道県で製造業トップの産出額。

■ 国産農林水産物の用途別仕向け割合



■ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）



■ 製造品出荷額における食料品の占める構成比が 1 位の都道府県（令和 5 年）

都道府県	金額 (億円)	1 位		2 位		3 位	
		産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,732,388	輸送	21.4	化学	8.9	食品	8.8
沖縄	5,067	食料	39.0	飲料	15.2	土石	12.7
北海道	67,747	食料	36.0	石油	12.2	鉄鋼	8.0
鹿児島	24,150	食料	34.4	飲料	21.2	電子	12.0
青森	17,163	食料	23.9	非鉄	13.0	電子	10.4
宮崎	18,365	食料	22.7	飲料	10.8	電子	10.3
佐賀	23,192	食料	18.9	電子	12.3	輸送	11.0
奈良	20,227	食料	14.5	輸送	9.9	プラ	9.3

参考：農林水産省「令和2年（2020年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」
注：（ ）内は兆円

資料：総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

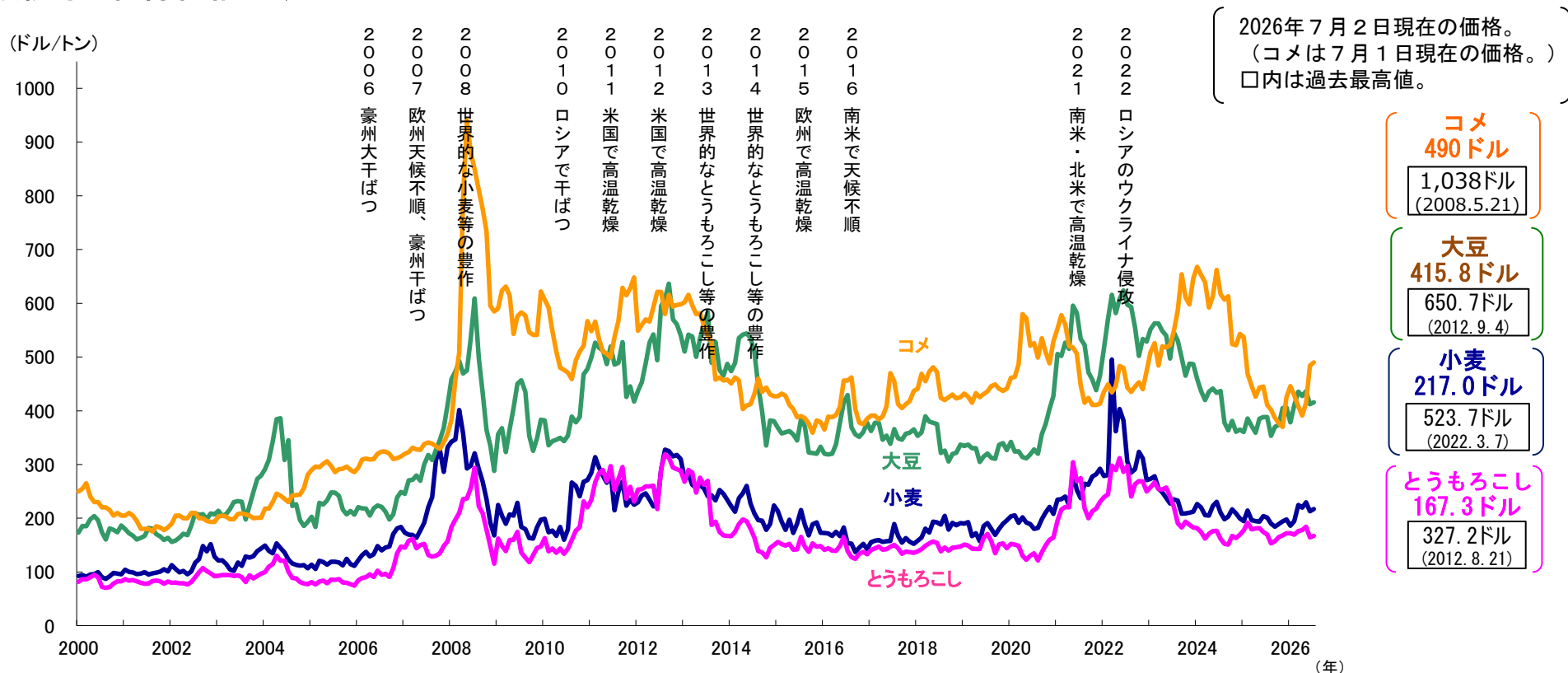
2. 原材料の国産利用促進に向けた取組



2-1. 輸入依存度の高い穀物等の国際価格の推移

- 穀物等価格は、とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から下落。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥、2022年のロシアのウクライナ侵攻等により上昇も、侵攻前の水準まで下落。
 - ・ とうもろこし、大豆は、ウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。直近では、中東情勢の緊迫化等により上昇傾向。
 - ・ 小麦は、2022年、ウクライナ侵攻により史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。
 - ・ コメは、2022年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、2024年以降、インドの輸出規制解除等を受け下落し、直近では、中東情勢の影響に加え、エルニーニョ現象の影響による次期作の見通しの不確実性を受け大きく上昇。

□ 穀物等の国際価格の動向

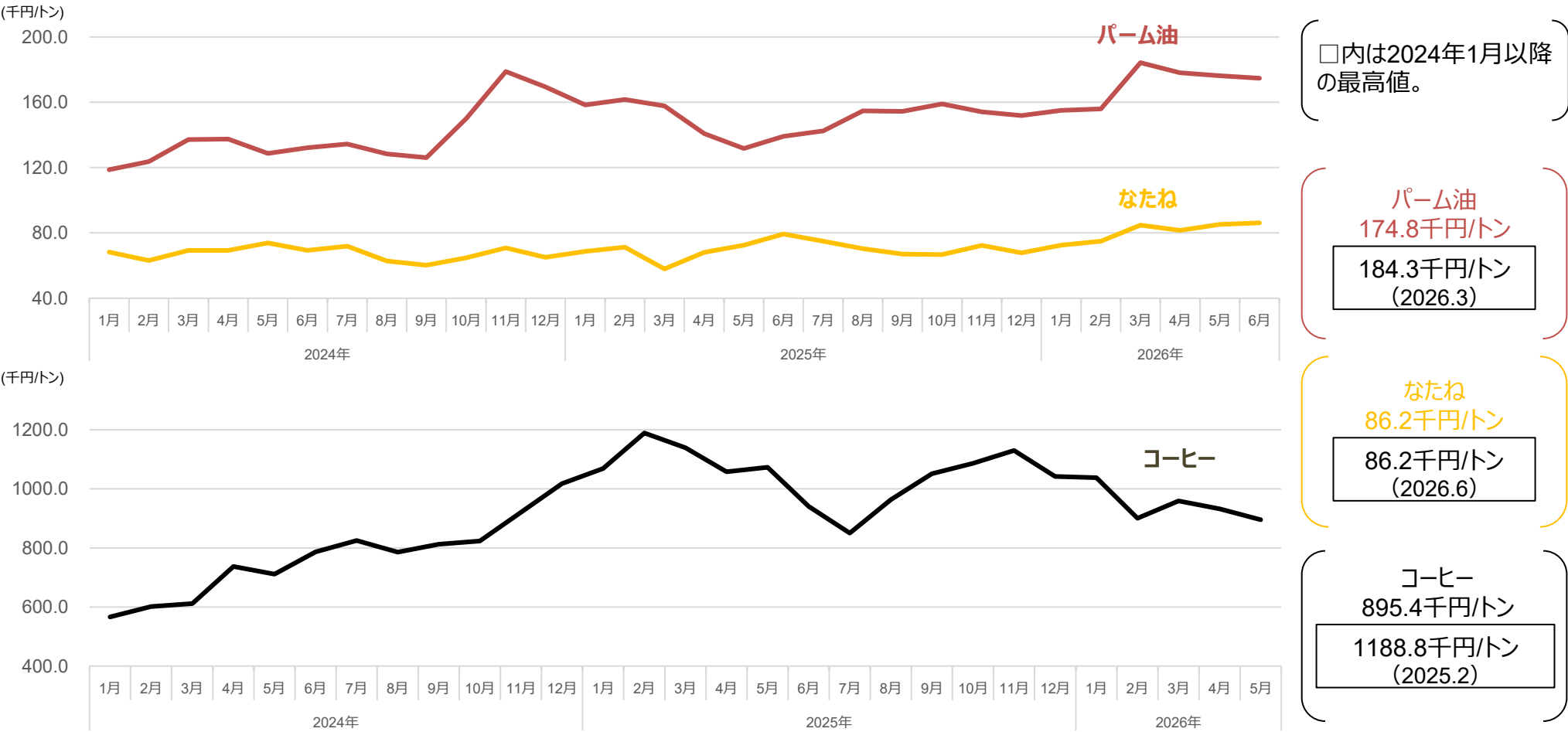


注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。なお、今月は7月3日(金)が休場のため、7月2日(木)の価格。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格である。

注2：過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

2-2. 輸入原材料価格の動向

- パーム油の直近の動きとして、中東情勢の影響による原油価格相場の高騰等から上昇している。6月の月央値は174.8千円/トンとなり、前月の月央値をやや下回ったが、依然として高い水準で推移している。
- なたねの直近の動きとして、中東情勢の影響による原油価格相場の高騰等から上昇している。6月の月央値は86.2千円/トンとなり、2024年1月以降の最高値だった2026年5月の85.2千円を1.0千円上回る高値になった。
- コーヒーについては、2025年11月以降、供給見通しの改善を背景に下落傾向で推移している。2026年3月には、中東情勢の緊迫化によるコストの高騰を受けて一時的に上昇したが、5月を通じて、今年度の大幅な供給過剰の可能性に対する見方が強まり、価格に下押し圧力がかかった。



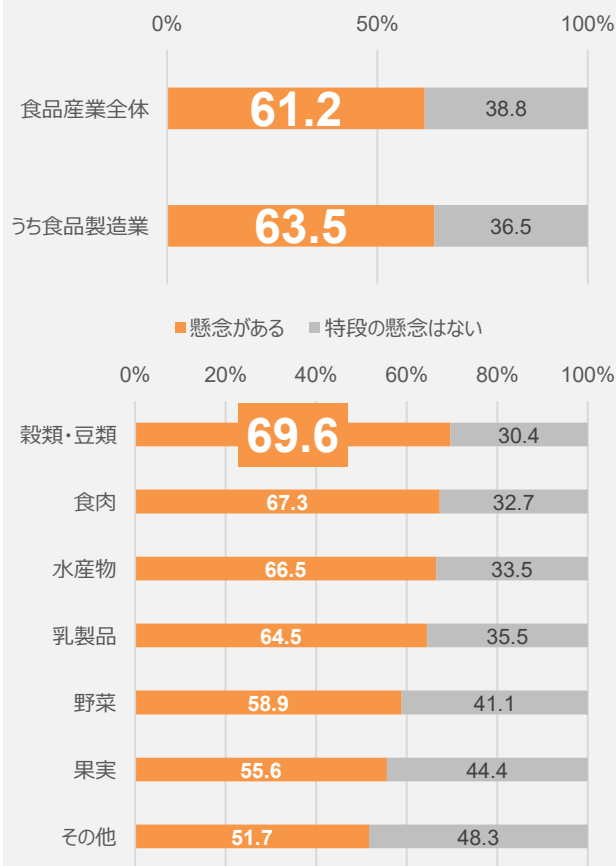
※ なたねの国際価格についてはカナダウィニペグなたね市場の先物価格（期近物）の月央値を、パーム油の国際価格についてはマレーシアパーム油市場の先物価格（期近物）の月央値を使用し、為替レートから円に換算して算出。コーヒーの国際価格については国際コーヒー機関（ICO）の複合指標価格月次平均を用い、為替レートから円に換算して算出。

2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題①

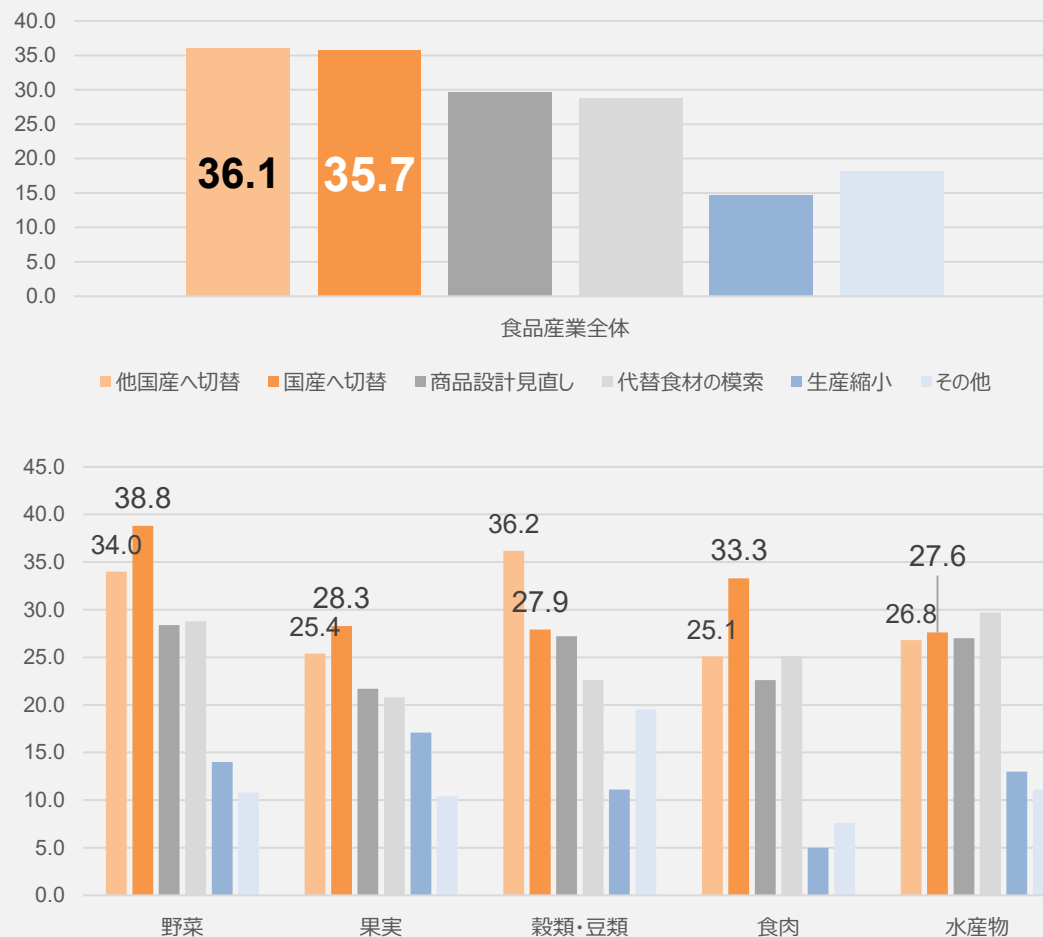


- ① 外国産農林水産物の今後の調達について、食品産業全体・食品製造業の約 6 割が「懸念がある」と回答。特に穀類・豆類が約 7 割と最も多い。
 ② 懸念があることへの対応策は、食品産業全体は「他国産への切替」が最も多く、次いで「国産への切替」となった。特に野菜・果実・食肉は「国産への切替」、穀類・豆類は「他国産への切替」が最も多い。

① 利用・調達している外国産農林水産物への懸念



② 懸念があることへの対応策



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和 6 年 7 月）」より抜粋

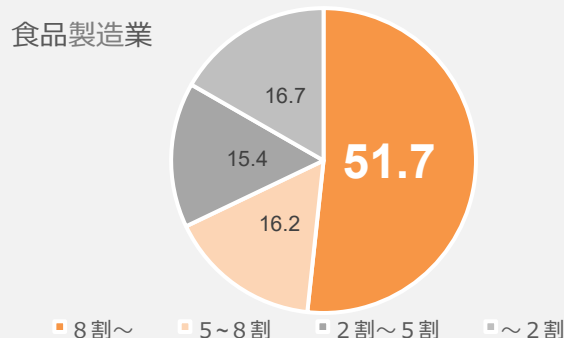
※ 1 「卵」はサンプル数が少ないため、「その他」に含めて集計

※ 2 主に調達している品目を 3 つまで回答してもらい、それらのいずれかあるいはそれらすべてにおける、懸念の有無について質問。外国産農林水産物の調査に係る設問については以下同様。

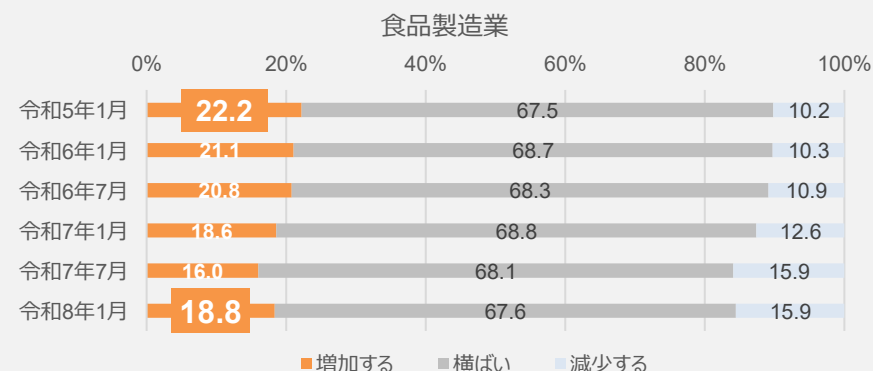
2-3. 国内における農林水産物の利用・調達の現状と課題②

- ③④ 食品製造業において、「原材料として使用している農林水産物の8割以上が国産である」と回答した割合が最も多い。一方で、国産農林水産物の今後の調達量については「増加する」と回答した割合が減少傾向にある。
- ⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題として、「価格変動が大きい」、「十分な量を確保できない」と回答した割合が高い。

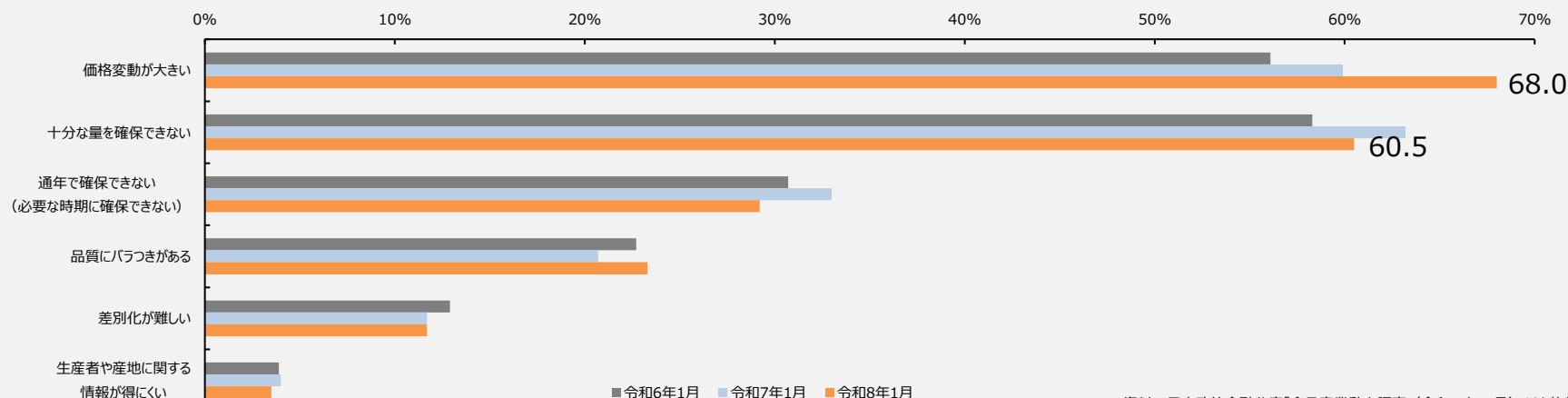
③ 原材料として使用している農林水産物のうち、国産が占める割合



④ 国産農林水産物の今後の調達量の増減



⑤ 国産農林水産物の安定調達にあたっての阻害要因・課題



資料：日本政策金融公庫「食品産業動向調査（令和8年1月）」より抜粋

- 外国産の調達に懸念があるものの、国産の調達にも価格変動と量の確保の課題がある。

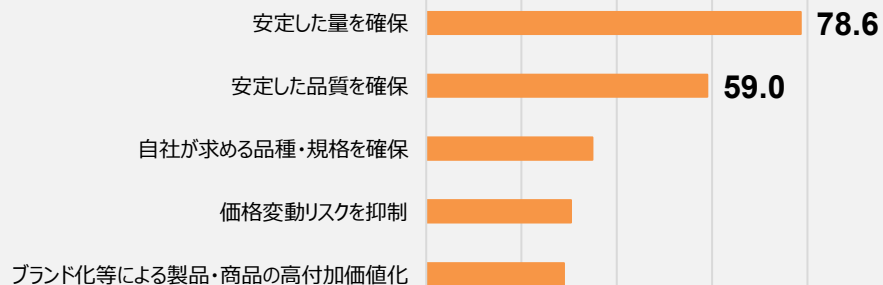
2-4. 生産者や産地との連携の取組み状況

- ①② 食品製造業において生産者や産地との連携する理由として、「**安定した量の確保**」および「**安定した品質の確保**」と回答した事業者の割合が最も高かった。また、産地連携に係る具体的な取り組みとしては、「**生産者や産地への訪問等による関係構築**」が最も多く、次いで「生産者や産地との連携取引」が多かった。
- ③ 生産者や産地との連携にあたっての課題としては、「**供給量が不安定であること**」および「**自社の人材不足**」と回答した割合が高かった。

① 産地連携に取り組む目的

食品製造業

0% 20% 40% 60% 80% 100%



② 食品製造業者における産地連携の取組状況

食品製造業

0% 20% 40% 60% 80% 100%



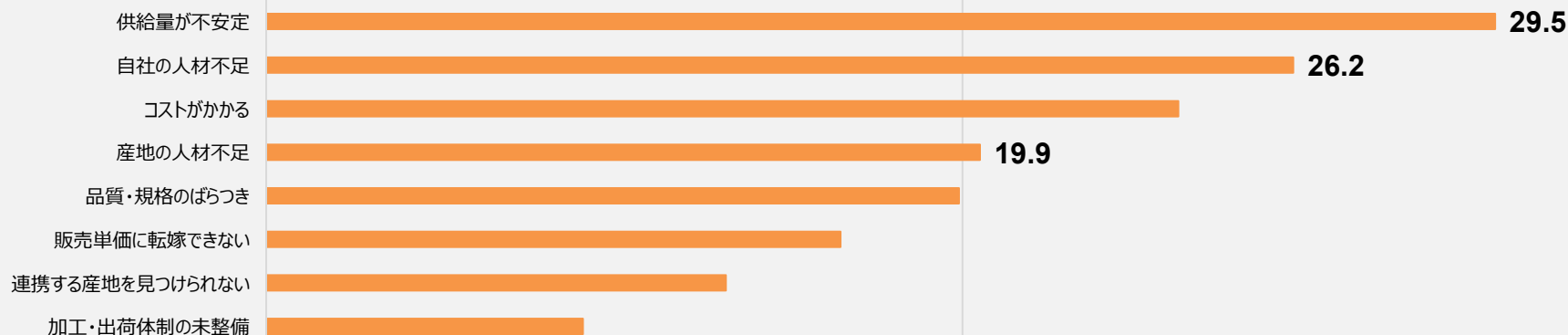
③ 食品製造業者における産地連携の課題

食品製造業

0%

20%

40%



2-5. 持続的な食料システム確立に向けた取組

【国産原材料を安定的に調達する】

○食品企業が起点となり、産地との信頼ある連携を構築。原材料調達リスク下でも必要な原材料を確保できる仕組みを目指す。

【国の支援制度を柔軟に組み合わせて活用することにより産地との連携を強化する】

○産地連携フォーラムで学び/出会い、補助事業で取り組み、農林水産大臣による認定で信頼力を強化。

課題

食品企業

- 輸入原材料価格の高止まり
 - 国際的な購買力の低下に伴う供給不安
- といった原材料調達リスク



▶ **国内原材料の重要性の高まり**

食品企業と産地とが連携した食料システムの強靱化が必要

▶ **国産原材料の安定的な供給**

産地

- 高齢化等による人手不足
 - 気候変動による収穫量の減少等
- といった生産リスク



産地との連携強化

産地連携フォーラム（学びの場・ネットワーク）

- ✓ 気軽に無料で参加
- ✓ 同じ悩みをもつ事業者との交流・仲間づくり
- ✓ 優良事例の紹介
- ✓ 産地連携を後押しするオンラインセミナーへの参加



補助事業（設備投資・新商品開発等）

- ✓ 産地との連携を踏まえた自社への設備投資
 - ・ 上限 2 億/産地支援を行う場合は上限 3 億円、1/2 補助
 - ・ 製造ラインなどが対象（建屋は対象外）
- ✓ 産地との信頼関係強化
- ✓ 優良事例として紹介



農林水産大臣による事業計画の認定（信頼力強化）

- ✓ 経営支援
 - ・ 公庫・長期低利融資
 - ・ 建屋も含む広範囲な設備投資に対する税額控除 等
- ✓ 研究開発
 - ・ 農研機構による研究開発設備等の供用



食料システムの強靱化による
持続的かつ安定的な原材料調達の実現



産地連携フォーラムとは

食品事業者と生産者を中心とした広域的な連携を支援します

互いを知り、互いを支える“産地連携フォーラム”へ参加し、
“国産原材料の安定調達”や“農産物の販売先確保”などに取り組んでいきましょう！

現状の課題



食品事業者

- 気象問題等による取引価格や調達量の変動
- 輸入価格の変動
- 農業生産の技術的知識への不安
- 産地との交渉に自信がない
- フィールドパーソンの不在



生産者

- 加工用農産物への知識や不安
- 人手不足
- 設備整備が困難
- 契約栽培の買取価格や数量など条件面が不安
- 収穫量の安定と産地内の体制づくりが困難 など

産地連携フォーラムの形成で解決！



先行事例の
経営者
産地連携の知識・経験



食品
事業者



生産者



研究機関

研究開発や
技術情報

原材料の生産に向けた
機械等の活用



農業機械メーカー



種苗業者

加工向け品種や
育成技術

産地連携のメリット

食品事業者の メリット



生産者の メリット



- 事前にと決めできる **契約栽培** による、より安定した原材料調達
- 歩留り等の加工向け品質の向上を目的とした **新品種・品種改良**
- 食品製造向けに加工しやすいよう改良された **加工用原材料**
- 原材料の安定した成育に必要な研究機関等による **専門知識**

- 先が見込めることで、より安定した供給につながる **契約栽培**
- より多くの収穫を見込める、単収増加の **新品種・品種改良**
- 限られた労働力で、省力化が見込める **加工用原材料**
- 研究機関等による **専門知識** が新たな作物への挑戦を支援

大学や 研究機関のメリット

新たな品種や栽培データ等の「専門知識」を生産現場で活用することによる、栽培データの取得や現場実習の実施



種苗メーカーの メリット

生産者や食品事業者の双方が求める「品種改良」「新品種」の試験栽培を実現



機械メーカーの メリット

生産現場の省力化に向けた機械開発や機械投入



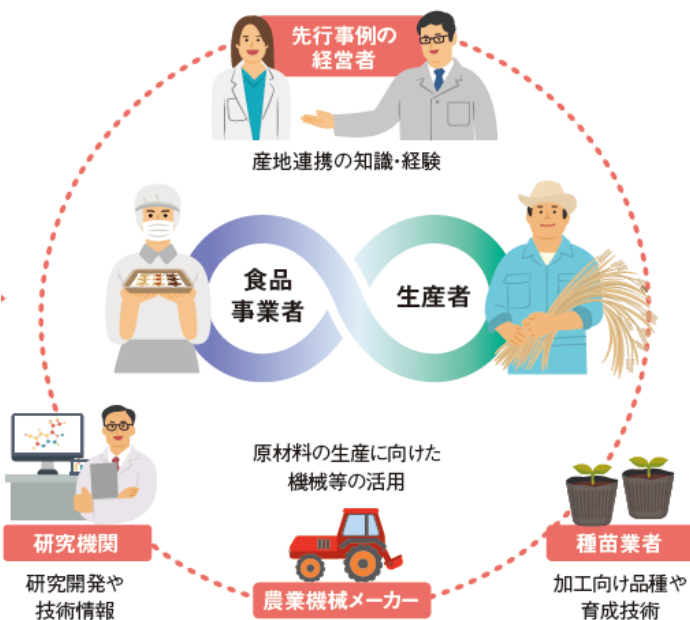
2-6. 持続的かつ安定的な原材料調達の実現（産地連携の取組）

国産原材料の長期的・安定的な調達に向けた供給課題の解決に必要な知識・ノウハウ

- ✓ **契約栽培等**による、より安定した原材料調達と新たな契約産地の形成
- ✓ 契約栽培を成功させる **これまでと異なる生産者との関わり方**
- ✓ 品種・気候を見極めた産地との **長期的なパートナーシップ**の構築
- ✓ 原材料の安定した成育に必要な研究機関等の **専門知識の活用**

「産地連携」に関わる関係者で連携促進

種苗メーカーや農業機械メーカー等の関係者を巻き込みながら「産地連携」を進め、食品事業者と生産者の枠を超えた新たな連携プロジェクトの組成を図る。



オンラインセミナーの実施例

先進的な取組を行う食品企業・生産者を講師に招き、戦略的に産地との連携を行っている調達事例を、重要テーマとして深掘りするセミナーを開催。

「新たな産地の戦略的な開発」

高千穂郷・奥阿蘇地域において、国産干し椎茸生産者の農閑期を活用し、国産山椒の調達ルートでの戦略的な開発と確立を目指す「山椒の産地形成プロジェクト」の事例から、**新たな産地を見つけるヒント**を提供。

「加工用原材料のための長期契約栽培の秘訣」

契約栽培による収入の安定が期待される加工用トマトについて、取組事例を紹介。加工用トマト業界の事例から、加工事業者から積極的に提案し、**継続して産地形成に取り組む秘訣**を学ぶ。

「気候変動を考慮した産地形成とパートナーシップ構築」

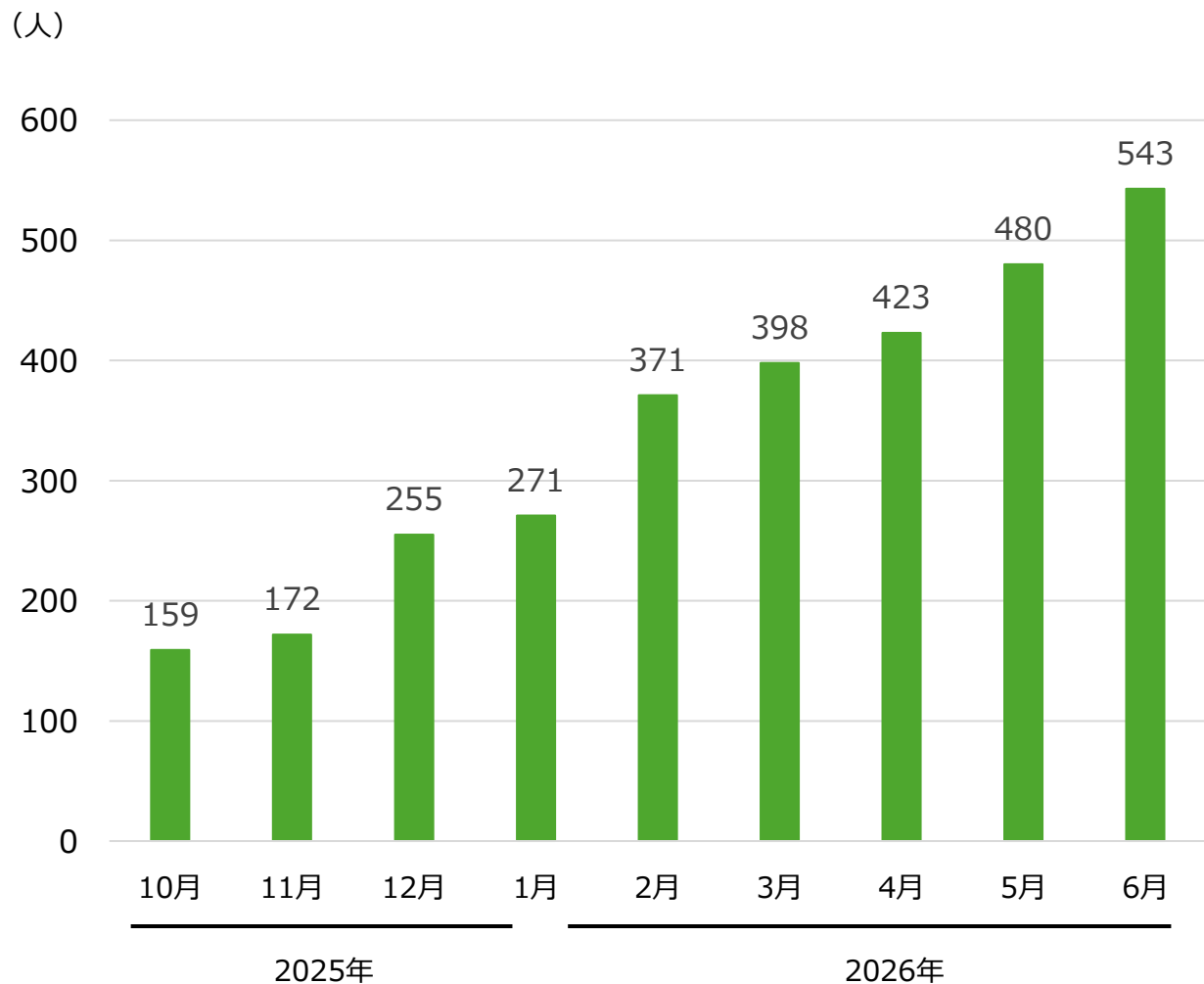
大分県国見町における露地栽培のバジル産地開発に至るまでの取組から、温暖化リスクが高まっている中で、**気候適性を見極めた産地選定とメーカーと産地との長期的なパートナーシップ構築**について学ぶ。

「自社製品の求める品質の品種開発と栽培」

生産者や地元農協と共に進める国産もち麦原料開発の取組等を紹介。品種の選定から栽培方法の確立まで、**原料の安定調達に至るまでの生産者との関わり方**について学ぶ。

「産地連携フォーラム」の会員登録状況について

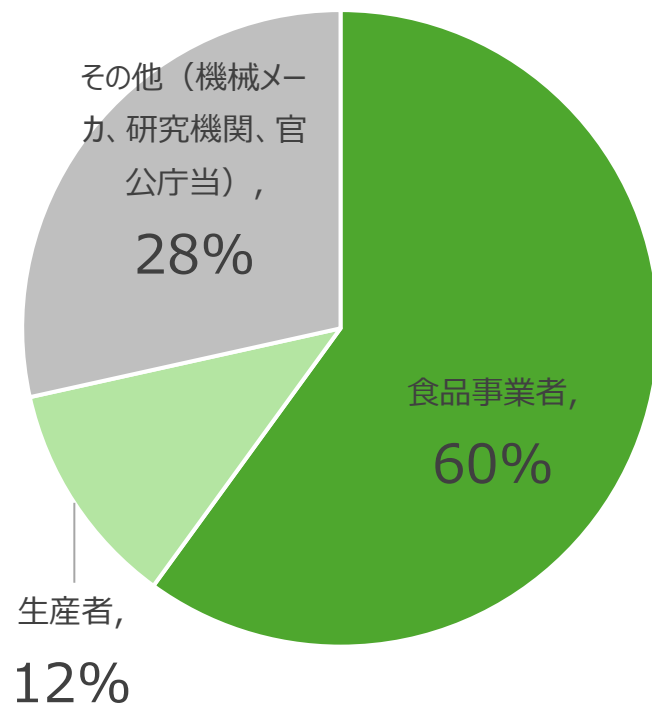
会員登録者数の推移



会員登録ユーザー数

555 ユーザー
2026年7月8日現在

会員の内訳



※令和8年7月8日時点

産地連携の取組事例

(岡本食品株式会社、品目：みかん)

- 加工用に適したみかん原材料調達への課題を解決するため、静岡県遠州地区の農家との直接の連携体制を構築。
- 加工用に活用可能なみかんが労働力不足で出荷できていない産地の実情を把握。自社からの人材派遣による収穫作業補助等を実施。
- 産地との取組により、加工適性の高い加工用原料の調達に関する取組を行ったほか、工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、従来缶詰用として規格外であったサイズのみかん等を新たに原料として利用可能に。受入れ可能な果実が拡大したことで、産地は出荷量が増加。

岡本食品(株)

□平成中頃より、加工用原材料の調達に課題が発生。
ここ数年、抜本的な対策の検討が必要な状況に。

産地の課題を解決したい生産者と連携し
互いにWINWINとなる取組を模索



(岡本食品での取組)

- ・工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、原材料の加工能力、受入れ体制を強化
- ・これまで缶詰用として規格外であったサイズ等のみかんを新たに調達



産地の実態に則した提案

缶詰加工用みかんの受け入れ規格の見直し

社員等による収穫作業補助



果実の出荷

加工用原材料への理解

産地

- 加工向け果実の大型サイズを搾汁向け、中小サイズを缶詰向け等に仕向けてきたが、労働力不足によりサイズ選別等が困難となっていた。
- 等級の高い生食用規格みかんだけを収穫、低品質でも加工用になり得た果実を廃棄、等収益機会のロスが発生していた。



産地の実情把握
(圃場廃棄みかん)



産地の実情把握
(樹上放置みかん)



社員等による
収穫作業補助

(産地での取組)

- ・薬剤を減らし低コスト化した加工向け栽培の検討
- ・圃場廃棄みかん、樹上放置みかん等の活用
- ・加工適性の高い品種の導入

取組により、出荷できる果実(売上)が増加

缶詰原料用みかんの受入れ増加による原材料調達の安定化と、生産者の収益機会拡大を実現

農林漁業者との安定的な取引関係確立に向けた取組への承認

- 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能。

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）に関する基本方針より）

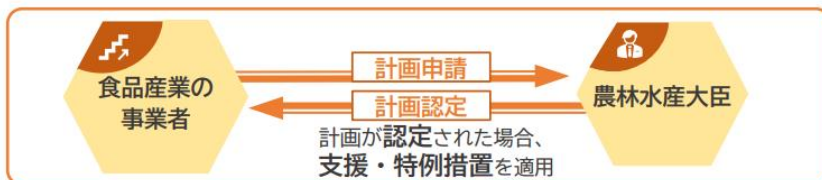
1 意義及び目標

- 【意義】 ① **安定取引関係確立事業活動** 食品等事業者による原材料の安定調達
② **流通合理化事業活動** 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
③ **環境負荷低減事業活動** サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
④ **消費者選択支援事業活動** 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

【目標】 事業活動の取組数 2030年までに1,000件 → 「農業・食料関連産業の国内生産額」 2030年までに150兆円

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



01 生産者との安定的な取引関係の確立

- ♀ 取組事例
- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
 - ・ 農林漁業者への出資

03 環境負荷の低減

- ♀ 取組事例
- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
 - ・ 食品廃棄物の利活用

02 流通の合理化

- ♀ 取組事例
- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
 - ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

04 消費者に選ばれるための情報提供

- ♀ 取組事例
- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
 - ・ 食品のコスト構造の見える化

認定による主なメリット

資金調達支援	中小企業者に対する長期・低利の融資
	融資を受ける際の債務保証
税制優遇	中小企業の設備投資に対する税制優遇
	脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	農研機構の所有する研究開発設備の利用

取組事例

- ・ 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- ・ 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- ・ 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- ・ パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- ・ 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用

2-7. 特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み

- 農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、①経営改善措置・事業提携、②調達安定化措置を行う特定農産加工業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）を講ずるもの。

支援措置の仕組み

経営改善措置 事業提携

農産加工品等の関税引下げ等
による安価な輸入農産加工品
との価格競争等の影響に
対処するための取組

調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等
に起因する輸入原材料の
価格水準の上昇・高止まりに
対処するための取組

計画
承認

(株)日本政策
金融公庫の
長期低利融資

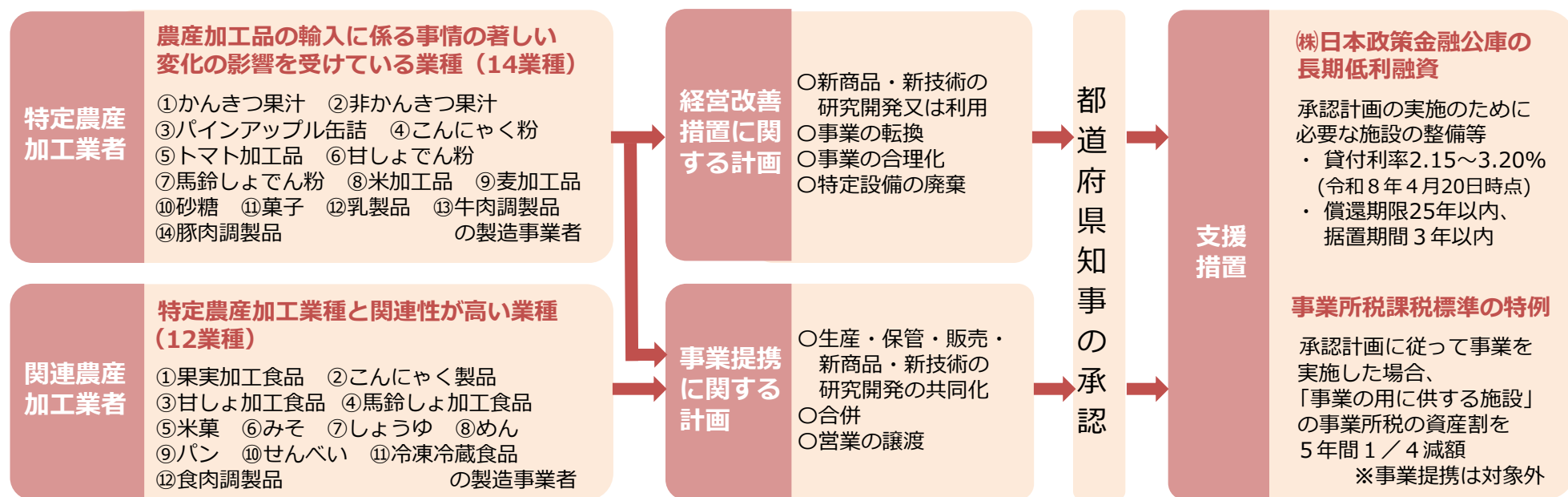
事業所税
課税標準の特例

(事業提携は対象外)

経営改善措置・事業提携について

概要

- ・農産加工品等の関税引下げ等の輸入事情の著しい変化に対処するため、**1989（平成元）年**に特定農産加工業経営改善臨時措置法を制定（法有効期限 5 年間）。農産加工業者が行う経営改善措置に対して**金融・税制上の支援を措置**。
- ・関税引下げ等による影響を踏まえ、これまで 5 年ごとに有効期限を延長。直近では**2024（令和 6）年**に法改正を行い、**2029（令和 11）年 6 月 30 日まで延長**。



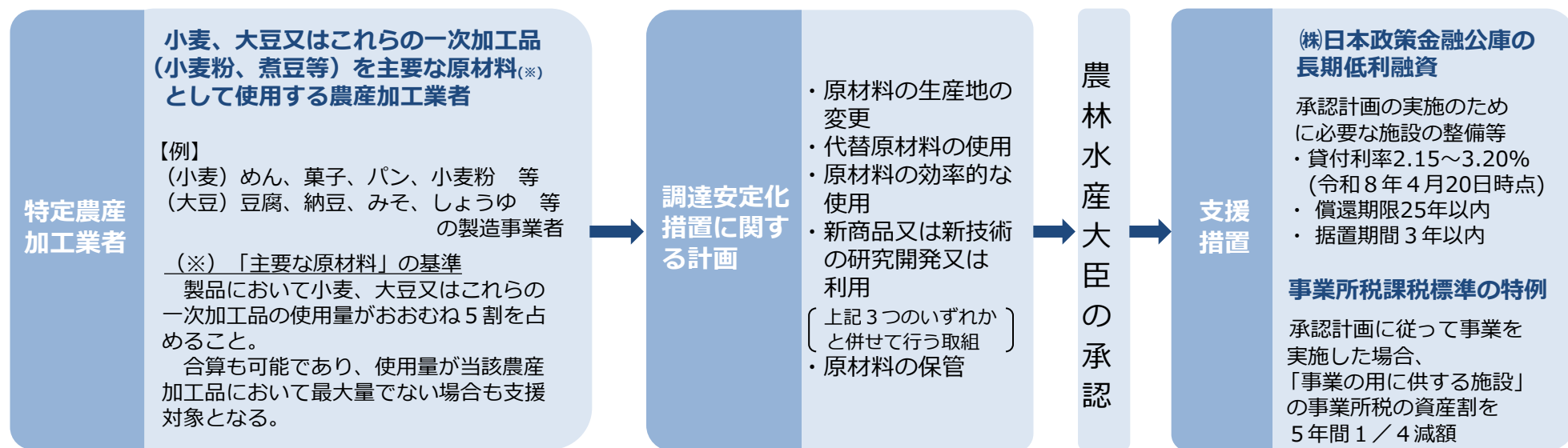
計画の承認基準

- ・当該計画が経営改善措置の実施による**売上高又は経常利益の伸び率の目標**として**年平均 1 %**を上回る率を定めること（経営改善計画のみ。）
- ・**地域の農産物の利用の促進**又は地域の農産物の特色を生かした**農産加工品の生産の促進**に資すること。

調達安定化措置について

概要

- ・国際情勢の変化により、**輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まり**しており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- ・これを踏まえ、**2024（令和6）年の法改正で、原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）**に対する支援措置を**新たに整備**（有効期限は2029（令和11）年6月30日）。



計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている**小麦、大豆等の調達の安定化を図る**上で有効なものとなっているか。
（数値目標）○原材料の生産地の変更又は代替原材料の使用：**生産地の変更率又は代替原材料の使用率が5%以上**
○原材料たる指定農産物等の効率的な使用：**削減率が1%以上**
○原材料の保管：**保管容量の増加率が5%以上**
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、**生産地との関係性**においてその**調達方法が適切**なものとなっているか。

3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 食品の円滑な価格転嫁に向けた取組

- 原材料費、エネルギー費等が上昇する中、コスト上昇分の適切な価格転嫁に向け政府全体で各般の取組を実施。
- 農林水産省としても、適正取引推進ガイドラインの策定・普及や、消費者の理解醸成のための取組を実施。

価格転嫁に向けた政府全体での取組

「労務費転嫁の指針」の策定・徹底、「価格交渉促進月間」による価格交渉・価格転嫁しやすい環境づくり、事業者による「パートナーシップ構築宣言」の促進など、政府全体での取組を実施。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に関する発注者・受注者双方の立場からの12の行動指針（令和8年1月1日改正）。事業者の取組状況は、公正取引委員会の「特別調査」によりフォローアップ、事業者名の公表等を実施。

<発注者として採るべき / 求められる行動の例>

- ★ 本社（経営トップ）の関与
- ★ 発注者側からの定期的な協議
- ★ 説明や資料を求める場合は公表資料とする

など

価格交渉促進月間

毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉、価格転嫁について積極周知・広報。

各「月間」終了後には、中小企業庁においてフォローアップ調査を実施し、受注事業者の声を踏まえた発注事業者ごとの価格交渉、価格転嫁の状況を公表。

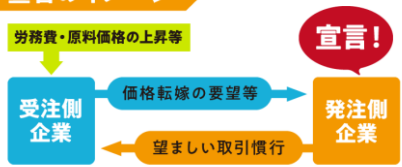
状況が芳しくない事業者に対しては、業所管省庁から指導・助言を実施。



パートナーシップ構築宣言

コスト上昇時に価格転嫁に応じるなど、望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく振興基準）の遵守等について、発注者が宣言。

宣言のイメージ



適正取引推進ガイドラインの普及の取組

独占禁止法、取適法で「問題となり得る事例」と「望ましい取引事例」をわかりやすく掲載した適正取引推進ガイドライン（※）を策定・普及。

また、令和7年度食品等取引実態調査の結果を踏まえ、関係団体・事業者に対し、農林水産大臣名で、食料システム法に基づく食品等の取引の適正化、物流効率化に向けた取組の推進とともに、ガイドラインの活用について協力要請（令和8年3月）。

※「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」

「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」 等

消費者の理解醸成のための取組

食品の生産・加工・製造・流通におけるコスト上昇の背景等をわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を展開。

生産現場のインタビュー動画、食品産業を舞台にした動画の発信、消費者参加型イベント、学校での出前授業、地方公共団体と連携した広報活動の実施等により、消費者の理解醸成や行動変容を図る。



フェアプライス プロジェクト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/>

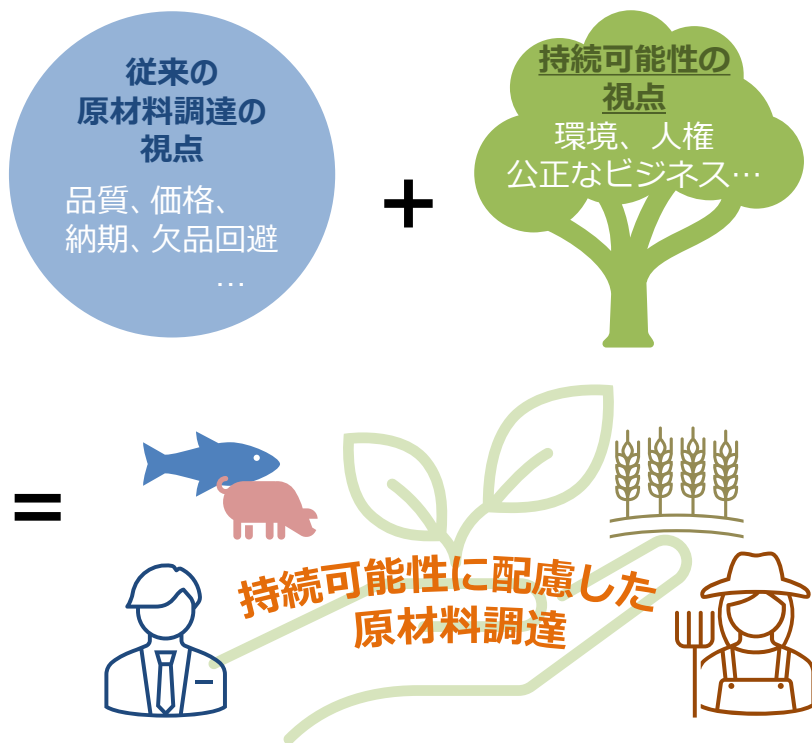


3-2. 持続可能な原材料調達について

○世界的にSDG s の取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、我が国食品企業においても持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すことが重要。

持続可能性に配慮した原材料調達とは？

企業が自社製品の生産に際して、**環境や社会に好ましい影響**を与えたり、**環境や社会への負の影響を最小化**したりすることに配慮して原材料を調達すること。



取組の進め方

- 1 コミットメント（約束）の表明 例：調達方針の策定
- 2 自社ビジネスがもたらす影響の特定・評価
- 3 原材料の管理・選定、サプライヤーとの協力
例：認証品の調達
- 4 実施状況のモニタリング
例：サプライヤーへ自己評価アンケートや監査を実施
- 5 実施状況の評価・改善
- 6 取組の説明・開示
例：IR情報や自社HPでの公表、取引先企業に対する情報開示

注）「食品企業のための持続可能性に配慮した原材料調達に関する入門書」より抜粋

（参考）みどりの食料システム戦略KPI

みどりKPI⑪：食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現

2021年 実績値	2023年 実績値	2024年 実績値	2030年 目標
36.5%	41.6%	49.3%	100%

→新たに取組を開始する企業も現れるなど増加傾向。

3-3. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

●「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。

●指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- R7年12月に行動計画を改定。引き続き定期的なフォローアップを実施予定。

「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）優先分野

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 人権デュー・ディリジェンス及びサプライチェーン | 5. 企業の情報開示 |
| 2. 「誰一人取り残さない」ための施策推進 | 6. 公共調達・補助金事業等を含む公契約 |
| 3. テーマ別人権課題 | 7. 救済へのアクセス |
| 4. 指導原則の履行推進に向けた能力構築 | 8. 実施・モニタリング体制の整備 |

3. 農水省の取組

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催。
- 「食品業界における人権尊重の取組事例集」（R7.3）及び「実践のヒントがわかる！食品企業による人権尊重の進め方と取組事例集」（R8.3）を策定。

3-4. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。
- 手引きやこれを活用した事例集等を作成・発信し、食品企業による人権配慮の取組を推進。

手引き作成の背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定**した。

食品企業の取組推進に向けた対応

- これまで、セミナーの実施、取組事例集の作成、食品業界団体等に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師派遣を実施。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度に「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」に「ビジネスと人権WG」を設置し、セミナーの開催や取組普及に向けた検討を実施。

参考：手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

※手引き掲載ページ：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html>

4. 生産性の向上に向けた取組

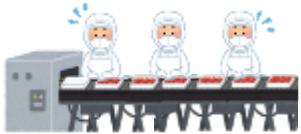


4-1. 食品産業の生産性向上に向けた技術的支援

- 食品産業の省力化を図るため、**AI、ロボット等の自動化技術**を活用し、食品企業を総合的にサポート。
- 補助事業により**食品製造現場の自動化を促進**。また、**経産省・中企庁等との連携**を強化し、食品企業の課題に対応。
- 最先端の技術開発を進めるため、農研機構食品研究部門と連携し、**産学官で連携した取組を加速**。

食品製造現場の自動化

- 補助事業を活用し、食品製造業において**生産性向上のモデル**となる新技術の導入を促進。



食品製造現場では人手作業に頼る工程が多く存在。



設備投資を促進することで、自動化を実現。

関係機関・団体との連携

- 経済産業省、中小企業庁等の**関係機関**、日本食品機械工業会等の**関係団体**と連携。
- 食品企業が必要とする**情報を集約し、発信**



産学官での連携

- 省力化とともに、製造効率や品質の向上等、食品加工に係る食品企業の技術開発ニーズを集約し、農研機構食品研究部門との連携等、**産学官での取組を加速**。



4-2. 省力化投資促進プラン（食品製造業）概要

【令和7年6月13日策定】

実態把握の深堀

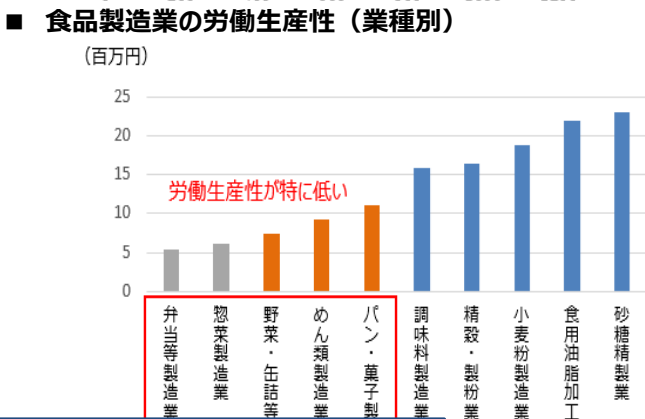
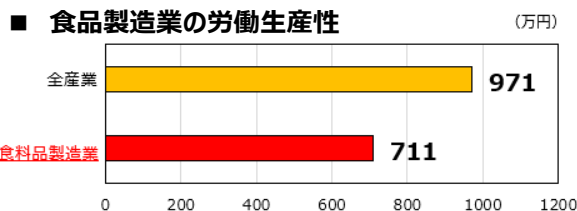
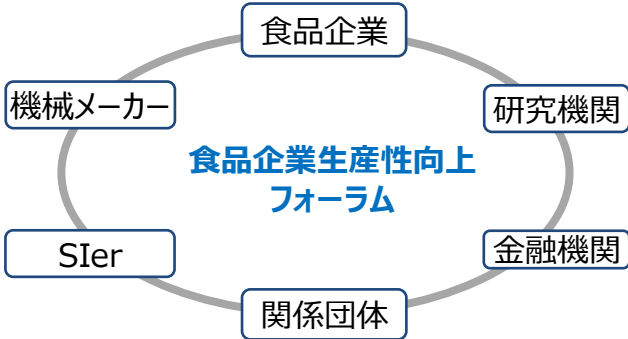
- ・ 中小・零細企業が大宗を占める食品製造業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準。
- ・ 業種（小麦粉製造業から惣菜製造業まで多岐に渡る）、工程（前工程・後工程等）によって省力化の取組度合いは様々。

多面的な促進策

- ・ SBIR予算を活用したスタートアップ支援、R6年度補正予算を活用した中堅・中小への新技術導入支援を実施。
- ・ 併せて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援、中小企業省力化投資補助金等を総動員。
- ・ 生産性向上に関する優良事例については、HP等を活用して横展開を実施。

サポート体制の整備・周知広報

- ・ 農水省と経産省、農研機構等が連携し、各種施策に関する情報提供・相談への対応を実施。
- ・ 令和7年度より「食品企業生産性向上フォーラム」を創設し、生産性向上に取り組む食品企業をトータルでサポート。



目標、KPI、スケジュール

目 標（2029年度）		K P I
製造業の労働生産性	製造業の労働生産性を2029年度までに24%向上することを目指す（2024年度基準）。	・ 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画の認定（※令和7年通常国会に法案提出中）：2030年までに累計200件 ・ 支援策等の網羅的な周知：2030年までに「食品企業生産性向上フォーラム」の会員数9,000社

投資補助
2025年～2028年 SBIR制度、R6年度補正予算等を活用した支援

サポート体制
2025年～2029年 省力化投資の促進(集中的に対処)
2025年～2029年 情報提供や相談対応の実施

優良事例の横展開
2025年～2029年 優良事例の更なる収集・横展開

4-3. 食品企業生産性向上フォーラムについて

生産性向上に取り組む食品企業をトータルでサポートします

目的

持続的な食料システムの確立に向けて、食品業界を取り巻く多様な関係者との連携の下、省人化・省力化に向け、食品製造業の自動化設備・施設の導入、機械化、DX、食品製造現場における生産技術人材の育成、企業間のネットワーク構築、スタートアップ企業との連携等の取組を通じて、**食品企業**の**生産性向上**を推進すること。

構成員

食品企業、機械メーカー、研究機関、関係機関等

主な取り組み

I. 人材育成講習会

専門家の監修に基づき、食品工場の自動化に関する知識と技術を実践的に学べる講座を提供。

<講習会プログラム>

- ①自動化の重要性・事例紹介
- ②知識の講座「現場改善を進める第一歩」
- ③自動化検討書の作成方法

II. 交流会/セミナー

企業同士がリアルに交流できる食品ユーザー交流会、共同プロジェクトの先行事例の情報提供。

<開催実績(抜粋)>

- ①食による健康長寿社会の実現に向けた取り組み
～セルフケアフード協議会の活動～
- ②DX/ITによる現場改善
-食品製造業が挑んだAI・IoT・RPA活用法-
- ③中小企業の自動化・省力化に向けた行政支援と成功事例

III. 自動化相談

企業の課題や相談事項を入力頂くことで、具体的な解決策をフォーラム事務局が窓口となり、各機関と連携してご提案。

<支援内容(抜粋)>

- ①省人化・効率化を実現する自動化設備導入サポート
- ②食品製造現場での働く方のスキル向上を支援

IV. 情報発信

専用Webサイトにおける「食品事業者向け支援策」の掲載、会員限定メールマガジンの配信。

<発信内容(抜粋)>

- ・食料システム法改正
- ・補正予算関連情報
- ・各種イベントの案内
- ・優良事例集の公開

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

FOOMA THE JAPAN FOOD MACHINERY
MANUFACTURERS' ASSOCIATION
一般社団法人 日本食品機械工業会



<フォーラムサイト>

4-4. 食品製造業の生産性向上に向けた取組

- 食品企業等による共同プロジェクト、最新技術の導入、食品製造のスマート技術の開発・実証を支援するとともに、食品企業や研究機関と連携し、食品製造業の省力化を推進。

食品製造業の課題

- 中小・零細企業が大半を占める食品製造業は、他産業と比較して**労働生産性が低い**。
- 我が国の労働力人口の減少が見込まれる中、**食品製造業の生産性向上は急務**。
- 潜在的には、複数の食品企業で協調可能な領域が存在するものの、**企業間での競争意識が強い**。
- 食品製造業においては、**少量多品目生産**で、多湿等製造環境の条件から、ロボット技術等**自動化設備の導入が遅れている**。
- 省力化や生産プロセスを見直すための**生産技術に関する知識が乏しく**、省力化等生産性向上に向けたノウハウが不足している。

食品製造業の省力化を関係機関と連携し多面的に支援

①食品企業による技術開発プロジェクト

- ✓ 食品企業のための技術開発プロジェクトの補助金を活用
- ✓ 食品企業、機械メーカー等の複数者による連携の下、業界共通の課題解決を図る



②自社の食品工場へ最新技術導入

- ✓ AI・ロボット等の最新技術を活用した機械設備を導入できる補助金を活用
- ✓ 最新技術の活用により、食品企業の生産性向上を図り、省力化のモデルを形成



省力化に向けて
多様な施策を
展開

③食品企業の研究開発部門との連携

- ✓ 農林水産省・農研機構と食品企業の研究開発部門との連携により、食品産業の強化・育成を図る
- ✓ 研究開発に係る行政ニーズをタイムリーに把握し、施策に反映

④スタートアップの先端技術実証

- ✓ SBIR制度（スタートアップや中小企業の研究開発を促進し、その成果を社会実装することを目的とした制度）を使った食品に関する先端技術を実証

⑤食品企業生産性向上フォーラム

- ✓ 無料で参加
- ✓ 食品工場の自動化・省力化を推進するための人材育成研修
- ✓ 省力化を後押しする交流会・セミナーの参加
- ✓ 省力化に関する施策等の情報発信

経済産業省等と連携するとともに、食品業界のニーズを把握の上、技術開発から設備投資までを支援し、食品産業の省力化事例を増やしつつ、その横展開を図る。

4-5. R8当初 業種横断型技術開発実証事業

【令和8年度予算概算決定額 40,000千円】

- 省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品事業者及び機械メーカー等が連携して行うプロジェクトを支援します。

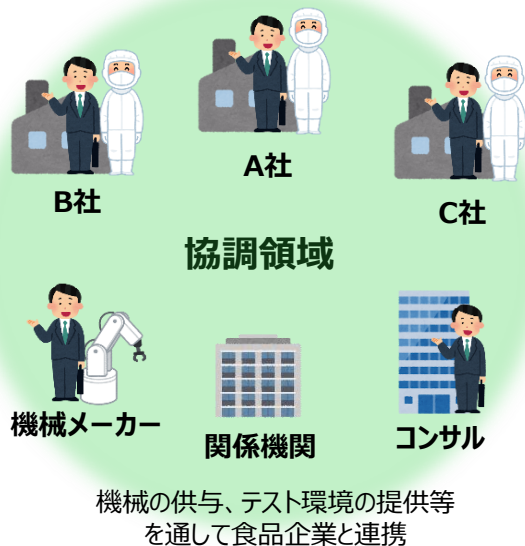
事業イメージ

業界共通の
技術的な課題

業種横断型プロジェクト
の実施

食品業界全体の
課題解決

課題を共有する食品企業間で連携



個々の
技術開発力
には限界

企業間連携により
開発・実証を加速

様々な業種で活用
可能な技術・製品の
開発



データフォーマット
の標準化



後工程の自動化

業界全体へ
成果を横展開

事業概要

対象者

- 食品企業
(機械メーカー等との共同申請を含む)
- 食品企業、機械メーカー、関係団体
等を構成員とするコンソーシアム
(定款、組織規程の作成等が必要)

補助上限

40,000千円 (補助率 1/2 以内)

対象経費

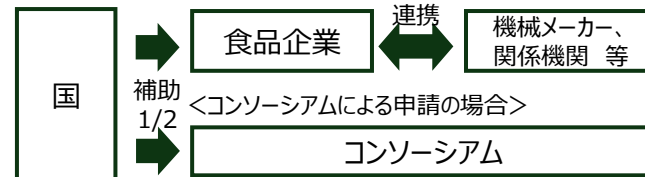
プロジェクトの実施に必要な機械設備の導入
及び改良費、謝金、旅費、需用費、貸借料
及び使用料、委託費、人件費

【補助対象とならない取組例】

単なる自社の自動化のための機械導入

申請スキーム

＜共同申請の場合＞



お問い合わせ先

食品製造課 原材料調達・品質管理改善室 技術調整班
TEL : 03-6744-2089 E-mail : kaizen@maff.go.jp

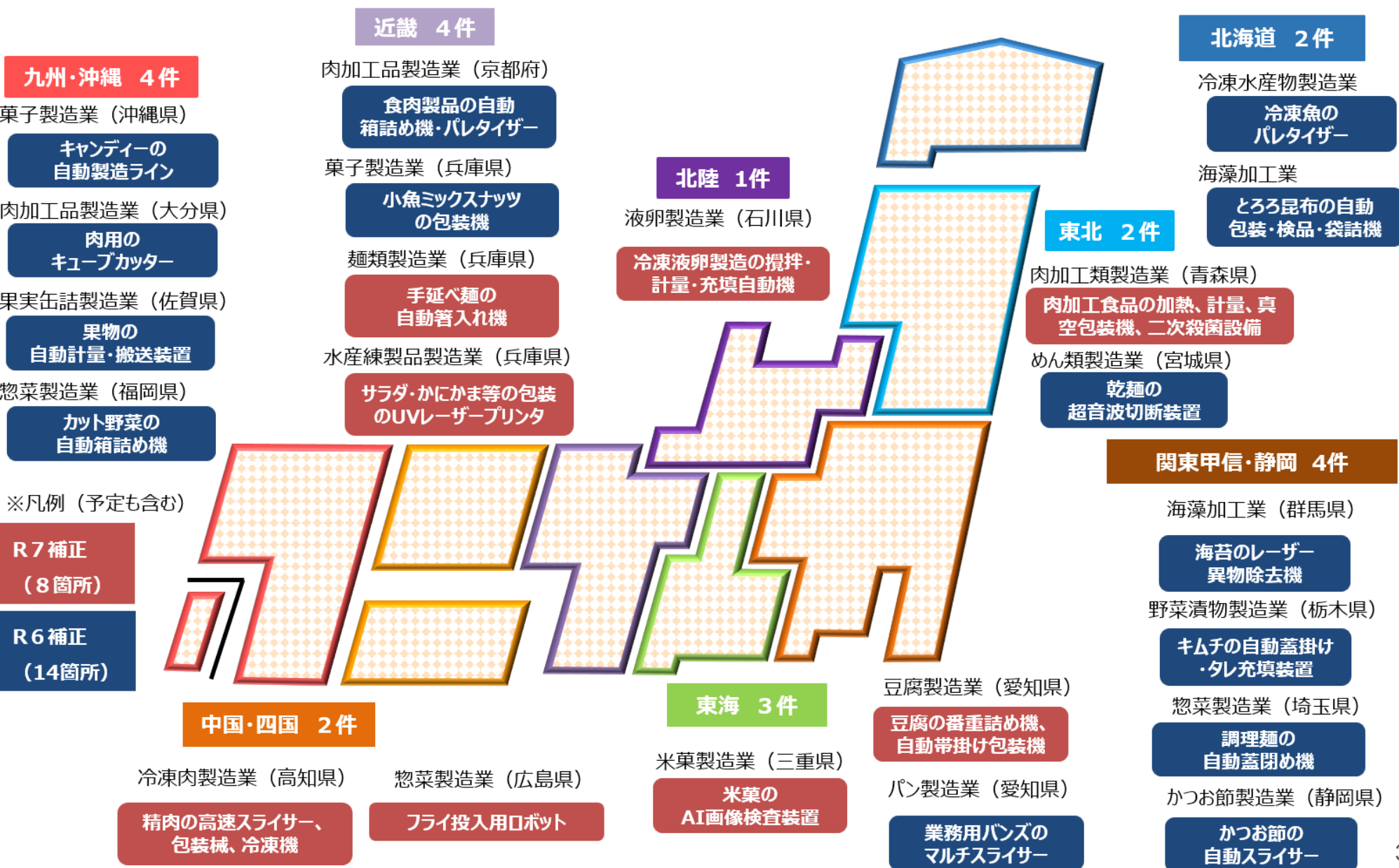
注1 : 応募者全体の申請内容を考慮して審査を行うため、必ずしも申請額全額が補助額となるわけではありません。

注2 : 詳細については、本事業に係る公募要領をご確認ください。

4-6. 省力化技術導入支援事業（R7補正・R6補正）

【令和7年度補正予算額 140百万円】

【令和6年度補正予算額 300百万円】



4-7. 食品産業研究開発懇話会（通称：二木会）概要

趣旨・設立の経緯

- 食品産業の強化・育成を目的に食品製造業大手の研究開発部門が連携する場として、食品流通局技術室（現・食品製造課原材料調達・品質管理改善室）の呼びかけで昭和61年7月に発足。
- 食品製造業の各業種のリーディングカンパニー11社が参加。

会員

●会員企業（11社）

会員1名、連絡員1名

※会員は各社の研究部門の役員、研究所所長クラス。他に各社研究所の管理職クラスの連絡員がいる。

●農林水産省

●農研機構

社名・組織名	会員の所属・役職
味の素（株）	執行役 食品事業本部 副事業本部長 食品研究所長
伊藤ハム米久ホールディングス（株）	加工食品事業本部 生産本部 中央研究所 所長
キッコーマン食品（株）	執行役員 商品開発本部長 兼 酒類調味料開発部長
サントリービバレッジ&フード（株）	執行役員 R&D本部 副本部長 兼 R&D部長
（株）日清製粉グループ本社	常務執行役員 R&D・品質保証本部 本部長
日清オイリオグループ（株）	技術本部 応用研究所長
（株）ニッスイ	中央研究所 所長
不二製油（株）	研究開発本部 グローバル市場ソリューション部門 部門長 兼 つくば研究開発センター センター長
（株）明治	研究本部 分析化学研究ユニット長
森永乳業（株）	研究本部 食品開発研究所 所長
山崎製パン（株）	中央研究所 所長代理 兼 基礎技術研究室長

活動内容

●開催状況

- 奇数月の第二木曜日午後（15～17時）に2時間程度の定例研究会＋立食の意見交換会を実施。
- 毎回の勉強会の幹事は各企業が持ち回りで実施。毎年の会長企業も持ち回りで担当。

●これまでの農水省参加状況

- 通常開催の4回（1, 3, 7, 9月）の研究会においては、補助事業や制度改革に関する話題など、会員企業が必要とするタイムリーな国の施策情報を農水省より説明。
- 勉強会の開催場所は、KKRホテル東京。幹事会社と調整の上、農林水産省（改善室）と農研機構（食品研究部門）で数名の参加者申し込みを行っている。

4-8. 農林水産省中小企業イノベーション創出推進基金事業（SBIRフェーズ3 基金事業）

- 岸田内閣時に策定された「スタートアップ育成 5 か年計画」を踏まえ、令和 4 年度補正予算で内閣府が2,060億円を措置。
- 各省庁において基金を造成し（SBIRフェーズ3 基金事業）、それぞれの所管分野において**スタートアップの持つ先端技術を活用した大規模実証を支援**（農林水産・食品分野には**467億円**が措置）。
- 農林水産・食品分野においては、「**食品産業において活用するスマート技術の開発・実証**」を含めた15のテーマを設定。

SBIR制度（Small/Startup Business Innovation Research）

スタートアップ等による研究開発を促進するとともに、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度。

第1回公募（公募期間：令和5年8月25日～10月6日）

採択テーマ：「食品産業における食品ハンドリング技術の革新と社会実装」（令和5～9年度、24.7億）

採択事業者：コネクテッドロボティクス株式会社、株式会社FingerVision、株式会社Closer

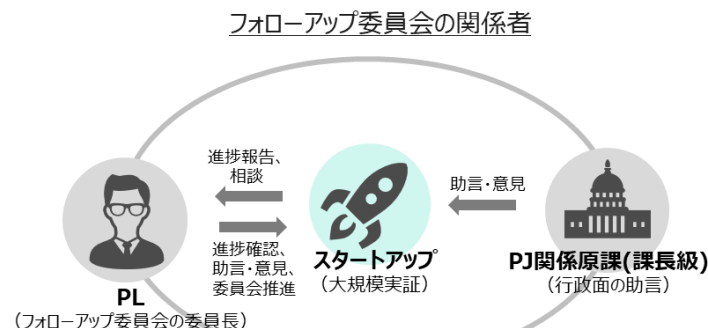
第2回公募（公募期間：令和6年5月7日～6月18日）

採択テーマ：「調理/盛付/食器仕分け業務の自動化とアプリによるメニューパーソナライズ、AIを活用した厨房オペレーション最適化を通じた次世代スマート食堂の社会実装」（令和6～9年度、24.1億円）

採択事業者：TechMagic(株)

食品製造課の役割

- ✓ 約半期に1回開催される**フォローアップ委員会**において、委員一人として、**食品製造課長**が任命される
- ✓ スタートアップのプロジェクトの**進捗管理**や社会実装に向けた**具体策の検討等**が適切になされているかを**定期的に確認**



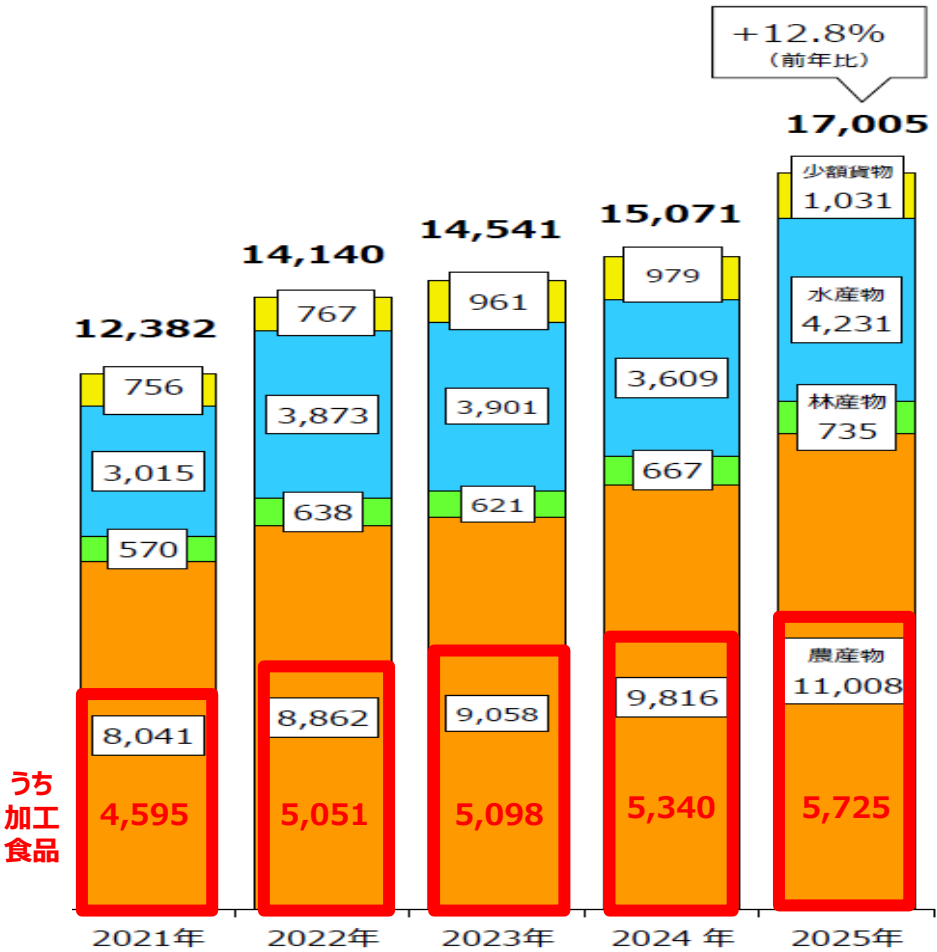
5.加工食品の輸出拡大に向けた取組



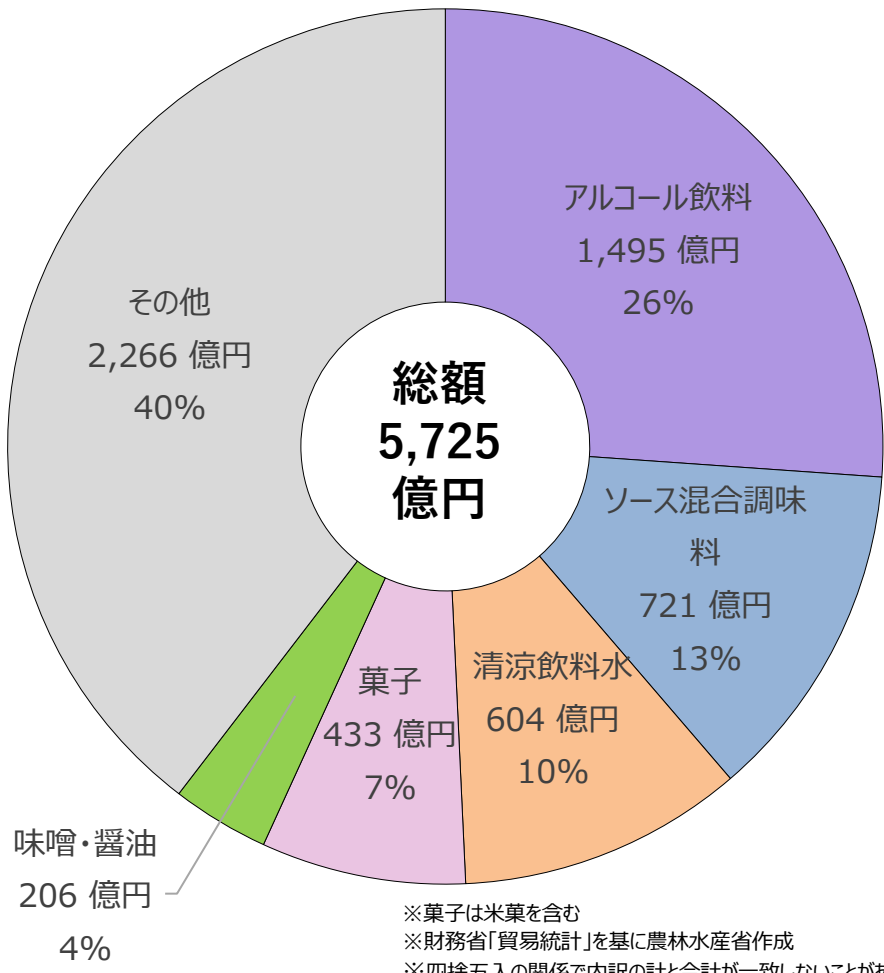
5-1. 加工食品の輸出の現状

- 2025年の農林水産物・食品の輸出額は**17,005億円**。そのうち加工食品は**5,725億円**。
- 加工食品の輸出額を品目別にみると、ウィスキーや清酒等のアルコール飲料が1,495億円と26%を占め、ソース混合調味料が721億円で13%、清涼飲料水が604億円で10%と続く。

農林水産物・食品 輸出額の推移



加工食品の品目別輸出額 (2025年)



※菓子は米菓を含む
※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
※四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

5-2. 加工食品の輸出に関する課題

（加工食品の強み）

- 季節変動が少なく、**周年輸出が容易**。
- 日本の高度な技術により、輸出先国の嗜好、生活スタイルに合わせて**付加価値を付けることが可能**。輸出の有望な分野。

（加工食品の課題）

- 中小企業が多い食品製造事業者単独では、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。
- 輸出先国の食品安全・添加物・表示・容器・包材等の規制・基準について、**国・品目・製品ごとの対応が必要**。
- 輸出先国の複数の規制対応が必要であり、**国内向けと別の製造ライン施設が必要な場合も多い**。
- 加工食品は、船便の場合が多く、輸送日数を要すること等により、日本国内よりも**長い賞味期限を求められる**上に、各国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、代替添加物により新たな商品を製造することが求められる。

中小食品製造事業者

- 中小企業が多い食品製造事業者単独で、各国の規制調査、海外でのマーケティング・商流構築、物流コスト削減等の取組を行うことは困難。



施設認定・登録

- 食肉や水産物を主な原料とする加工食品については、施設基準や衛生基準（HACCP）を満たした施設の認定が必要な場合があり、施設改修も伴う。
- 中国へ食品を輸出する場合は、製造企業登録を行うことが必要。



混合食品

- EUへの輸出では、動物由来の原料（乳、卵、水産物など）が含まれる混合食品の場合、その原料がEU基準を満たしていることが必要。



食品添加物

- 国ごとに使用可能な食品添加物が異なることから、使用できない添加物を使用している場合は、代替添加物に変更し商品を製造することが必要。

表示

- 国ごとに栄養成分等の表示ルールが異なることから、内容を確認の上、ラベルを印字又は添付する必要。

容器・包材

- 国ごとに包装容器の品質規格・条件が異なることから内容を確認の上、認められた容器・包材を使用する必要。直近では、EUの容器・包材規制やプラスチック削減条約への対応が重要。

ハラール、コーシャ

- 原材料、加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等サプライチェーンを通じた対応が必要。

5-3. 加工食品の輸出に向けた取組（１）海外食品添加物規制早見表

- 食品添加物は、国・地域ごとに定義、使用基準、用途等が異なることから、加工食品の輸出に取り組むに当たり障壁となっているとの意見が多い。
- このため、食品添加物のうち着色料、乳化剤、甘味料、調味料、保存料、酸味料、酸化防止剤について、主な輸出先10の国・地域(米国、EU（英国含む）、中国、タイ、香港、豪州、台湾、韓国、シンガポール、ベトナム)における食品添加物の代替利用に役立つ早見表を作成。
- また、今年度、コーデックス規格に関する情報を追加予定。

(公開リンク: <https://yushutukisei.com/>)

<コンテンツの構成>

1) トップページ（第一階層）

- ①食品添加物の認可状況を対象国・地域ごとに○×で表示
- ②**着色料**（83物質）、**乳化剤**（59物質）、**甘味料**（25物質）、**調味料**（75物質）、**保存料**（27物質）、**酸味料**（25物質）、**酸化防止剤**（56物質）、**増粘安定剤**（63物質）

2) 詳細画面（第二階層）

①詳細情報

【国名】【添加物名・和名】【当該国での品目番号】

【英名】【使用基準、出典元URL】【成分規格、出典元URL】

②取扱説明書（PDF）：各国法令の解説、食品分類、法令等

海外食品添加物規制早見表

用途一覧

選択してください

国・地域選択

添加物名選択

キーワードを入力

検索

和名	英名	色	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
五十音順	アルファベット順	五十音順											
β-アポ-8'-カロテナール	β-Apo-8'-Carotenal	橙	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
β-カロテン	β-Carotene	橙	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アズキ全草抽出物	Azuki extract	黄	既存	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
アナトー色素	Annatto Extract	赤	既存	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アルミニウム	Aluminium	銀	既存	×	○	×	×	×	○	○	×	×	○
ウコン色素	Turmeric Oleoresin Curcumin	黄	既存	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エンジュ抽出物	Enju Extract Japanese Pagoda Tree Extract	黄	既存	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
オレンジ色素	Orange Color	橙	既存	×	×	○	×	○	○	×	×	×	×

EU (英国含む) : 食用赤色2号	
【国・地域名】 EU (英国含む)	【添加物名】 食用赤色2号
【品目番号 / 関連法規】 E 123	
【英名】 AMARANTH CI Food Red 9	
【使用基準】 使用範囲: 最大使用基準値 スピリッツ飲料: 30mg/L (ロンドンジン、マラスキーノ等一部のスピリッツを除く) 香り付きワイン: 100mg/L (americano, bitter vinoのみ)、30mg/L (食前ワインのみ)	

5-4. 加工食品の輸出に向けた取組（２）加工食品輸出先国多角化等支援事業

【R7年度補正予算額 260百万円】

- 食品製造業の97%以上が、中小企業及び零細企業。
- 加工食品クラスターでは、個社単独では難しい資金面・人的面の課題やノウハウ不足等を克服するため、複数の食品製造事業者等が連携して、輸出拡大に向けた活動を実施しています。
- 複数品目、単一品目、地域単位、全国単位など地域の事業者の実情に応じ様々な団体の類型があり、事務局は構成員の食品製造業者、行政機関及び地域商社などが担っています。

＜連携して輸出拡大に取り組む活動事例＞

共同での海外プロモーション

単独での海外展示会への参加はハードルが高い

- 共同での国内外の見本市や展示会への参加
- 海外バイヤーの国内招聘、製造現場視察
- 商品のテストマーケティング



ブランドの確立に向けた取組

ブランド力や国際競争力が不足

- 品目や地域、商品ブランドの構築
- GI、地域団体商標等の取得
- 共同での商品開発、パッケージ作成



共同輸送

個々の事業者が小ロットでバラバラに輸出し、物流コストが割高

- コンテナにおける混載、共同輸送
- 地域が一体となった地方空港・港湾の利用
- 販路開拓に向けた連携（取引先の紹介等）

海外規制情報等の共有

単独での海外ニーズ調査は困難であり、各種規制情報等も把握できない

- 海外ニーズ、輸出ノウハウ、経験等の情報共有
- 規制・条件（添加物、包材等）の情報共有
- 農水省、JETRO等への相談や支援策の共同活用

（参考）加工食品クラスターの取組事例：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/cluster/zirei.html>



(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例①

愛知県食品輸出研究会

【複数品目、地域単位】

愛知県の加工食品メーカーが、定例会において輸出スキルを高める勉強会や情報交換をするとともに、海外現地での「愛知フェア」や商談会の開催のほか、現地シェフによるプロモーション等の実施により「愛知県産食品」の海外販路開拓を進める。

構成員

平松食品



会長

県内メーカー



44社

- 輸出支援策の紹介
- 各種規制等の情報提供

東海農政局

愛知県

JETRO名古屋

金融機関ほか

- 輸出スキル向上のための勉強会等を実施
- 輸出初心者にもフェア参加機会の場を提供
- 現地のシェフや、現地マーケットに精通する専門家を実施体制に組み込みニーズを精緻に把握

鹿児島県貿易協会

【複数品目、地域単位】

鹿児島県が事務局となり、海外のレストランや量販店等での「鹿児島フェア」の開催や国内外バイヤーとの商談会、貿易アドバイザーによる貿易相談、JETRO等と連携した各種セミナーや貿易講座等を実施。



- 香港、シンガポール、米国等でのフェアの開催やバイヤーを招聘した商談会、イメージアップ広告等のPRを実施
- 東南アジア、台湾で最大規模のECモールで特設サイトを開設。サイトを活用して総合的なマーケティングを支援
- 輸出商社と県内事業者が連携して行う営業活動や商談機会の創出等の取組を県と連携して支援

(参考) 加工食品輸出クラスターの取組事例②

播州乾麺輸出拡大協議会

【単一品目、地域単位】

兵庫県播州地区の乾麺メーカーが連携して「播州ブランド」を確立し、乾麺のさらなる輸出拡大を目指す。



主な輸出取組

- ・月に1～2回の定例会議で会員間の認識の共有及び輸出拡大に向けた議論を実施
- ・多言語対応HPやSNS、パンフレット等による情報発信
- ・展示会への共同出展、商談会への参加、海外市場でのテスト販売等による新規開拓

木桶仕込み醤油輸出促進コンソーシアム

【単一品目、全国単位】

全国各地の木桶仕込み蔵元が参加。木桶仕込み醤油のブランディング確立によりハイエンド向けの輸出拡大を目指す。



主な輸出取組

- ・「木桶醤油＝プレミアム醤油」として共同でブランディングを実施
- ・WEBやSNSでの情報発信に加えて、現地の試食会などのリアル体験を通じてPR
- ・メーカー以外の人材も参加し、専門領域を生かし団体を運営

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3）① GFP加工食品部会

- GFP加工食品部会（委託事業）において、商流構築のための主要な輸出先国や、ポテンシャルが高い国等の現地ニーズや添加物・包材規制等規制に対する最新情報をセミナー・相談会等で情報発信

〈GFPとは?〉

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト
(※加工食品部会は、食品製造事業者の輸出拡大に特化した取組)



情報収集



- GFP加工食品部会メンバーに対して、現状の課題に関するアンケートを実施

【課題の例】

- ディフェンス面
 - ・現地の表示規制、ラベル対応
 - ・包材・添加物規制
 - ・認証取得
 - ・輸出人材・体制の確保
- オフェンス面
 - ・商流構築・販路開拓
 - ・マーケティング・ローカライズ
 - ・情報収集・ネットワーク形成



セミナー・相談会



- ヒアリング情報等をもとに現状課題を把握し、品目別/テーマ別のセミナーを開催

【過去に実施したセミナー】

- EU新法規（PPWR）＆マーケットセミナー
- 賞味期限・包材対応セミナー
- ネクストマーケットセミナー
- 加工食品クラスター意見交換会 等



伴走支援



- 重点テーマごとにチームを編成し、メンター（商社のほか専門家・インポーターも含む）を配置し、伴走支援及び商流構築に向けた取組を実施

【過去に実施したプログラム】

- 北欧×高付加価値商品（現地の有力インフルエンサーとの連携）
 - ・SNS・Youtube等を活用し、北欧系消費者への商流構築を目指す
- 米国×現地系販路（小売・外食・EC）
 - ・ECも活用しつつ、米国現地系への商流構築を目指す

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3）② JAS

- JASとは、日本農林規格（Japanese Agricultural Standards）の略称であり、日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく、農林水産・食品分野の国家規格（令和8年4月現在 93規格）
- ①製品の品質・仕様、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤試験方法、⑥これらに関する用語など、多様な規格の制定が可能
- JAS制度の手続には国際的に信頼あるISO基準を採用

①しょうゆ



- ・うまみ成分の指標として、全窒素分やエキス分が一定以上であること
- ・うまみ成分の多さや色・香りなどによって特級、上級、標準の等級を設定

など

②有機加工食品



- ・化学的に合成された添加物や薬剤の使用を避けること
- ・原材料は、95%以上が有機農産物等であること
- ・遺伝子組換え技術を使用しないこと

など

②大豆ミート食品類

大豆

大豆ミート



- ・大豆たん白質含有率が10%以上であること
- ・1次原材料から3次原材料までに動物性原材料を使用しないこと

など

②障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物



- ・主要な生産行程に障害者が携わっていること
- ・問合せに応じて、主要な生産行程のうち障害者が携わった主要な生産行程を回答できるものであること

など

③・有機レストラン ・ベジタリアン・ヴィーガンレストラン



- ・正しく情報提供するためのサービス方法を規格化

⑤りんごジュース中のプロシアニジン類の試験方法



- ・抗酸化作用等が報告されているプロシアニジン類の統一的な試験方法

※①～⑥の数字はJASの類型に対応。類型④及び⑥は、加工食品の輸出向けJASは未制定。

5-5. 加工食品の輸出に向けた取組（3） ③ JASの活用

○JASは、品質や生産方法等の特性を適切に評価するためのツール。サプライヤーにとっては製品や取組を**説明する際の後ろ盾**として、バイヤーにとっては「確かなもの」を**調達する際の判断基準**として活用されることで、特に海外取引における効率化・円滑化に寄与。

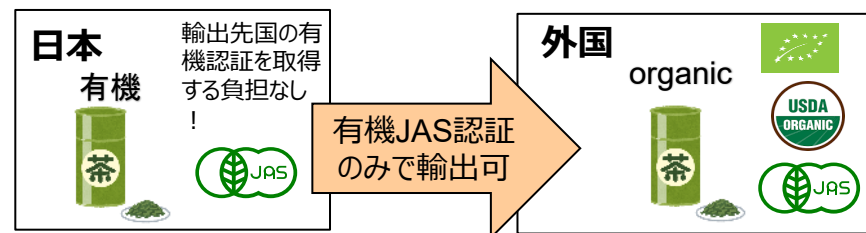
海外取引におけるJASの活用例

海外のバイヤーに馴染みのない日本の産品、技術、取組であっても、客観的で説得力のある説明・証明、信頼の獲得が容易に

- ▶ タイの取引先に「**食用植物油のJAS**」の内容を示しながら認証取得を説明し、品質の高さと管理技術の確かさについて信頼を獲得（食品メーカーA）
- ▶ 台湾、中国、韓国及び東南アジア諸国では、「**しょうゆのJAS**」が日本ブランドとして人気であるため、認証を取得し、輸出（食品メーカーB）
- ▶ 東南アジア諸国で「**パン粉のJAS**」が、良品質の証明として認識され、取引が増加。（食品メーカーC）

有機同等性を活用した輸出

有機同等性が承認されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通が可能



JASの国際標準化

日本の事業者にとって有利に働く規格を制定・活用し、認知度・影響力を向上させることにより、海外取引を円滑化

日本独自の価値・ルールを日本ブランドとして海外へ訴求



JASのまま海外において浸透・定着



（例）ハム・ソーセージのJAS認証品が東南アジアで贈答品に選好

日本独自の価値・ルールを世界共通の規格として標準化



ISO規格化

（例）魚類の鮮度（K値）試験方法（ISOにて規格案の検討中）

5-6. 加工食品輸出に向けた取組（4）

日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）の活用

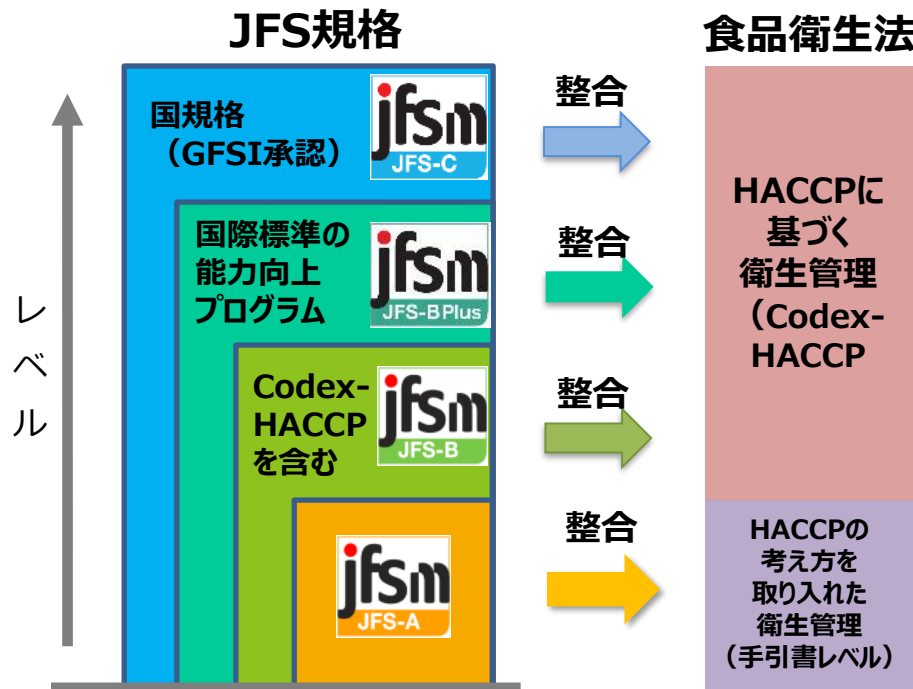
- 食品安全マネジメント規格としては、FSSC22000(オランダ)等が存在。しかし、日本の伝統的な製法に適さない、英語で書かれた規格文書しかない等中小事業者が取組やすいものがなかった。
- 海外で通用する日本の規格がなく、国際的なルールメイキングに参画できなかった。

2016年 日本発食品安全マネジメント規格（JFS規格）が誕生

2018年10月 JFS-C規格が、食品安全のグローバル規格としてGFSI※により承認

※GFSI : Global Food Safety Initiative（世界食品安全イニシアティブ）

グローバルに展開する食品企業によって設立された、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体



JFS規格制定の背景と経緯

- ① 海外の機関が認証する規格では、中小事業者が取り組みやすいものがない。
- ② 国際的に通用する日本の規格がなく、国際的なルールメイキングに参画できない。



2016年 日本発の食品安全マネジメント規格 JFS規格
(Japan Food Safety standard) 誕生

2018年10月 JFS-C規格がGFSIの承認取得

(参考) 食品事業者求められる食品安全の取組の3つの段階

- **HACCP**や**一般衛生管理GMP**は、主に自然界で発生する病原菌等のリスクを管理することです。
- これに加え、取り扱う食品のさらなる安全性を確保するために、意図的な毒物混入や食品偽装の防止、実際に食品事故が起きた場合の危機管理対応、管理体制の整備などの**食品安全マネジメントシステムFSM**（ Food Safety Management system）の取組みが求められます。

FSM

食品安全マネジメントシステム（FSM）

- 以下の**GMP**と**HACCP**を有効に実行するための管理の仕組み
- 安全方針の設定、手順書作成、文書管理方法の設定など
- トップマネジメントの責任、**フードディフェンス**や**食品偽装**への対応

HACCP

ハザード制御（HACCP）

改正食品衛生法の施行により
令和3年6月1日 完全義務化

- 生物学的危害、化学的危険、物理的危険の可能性を分析（HA）
- 危害防止のための重要な工程管理ポイントを決定（CCP）
- 重要な工程管理ポイントにおける管理条件を設定

GMP

適正製造規範（GMP）

- 食品安全において**基本となる一般衛生管理**
- **HACCP**を実施するための前提条件プログラムの中心となる基準
- 従業員衛生、環境、施設、装置、検査、メンテナンス、教育など

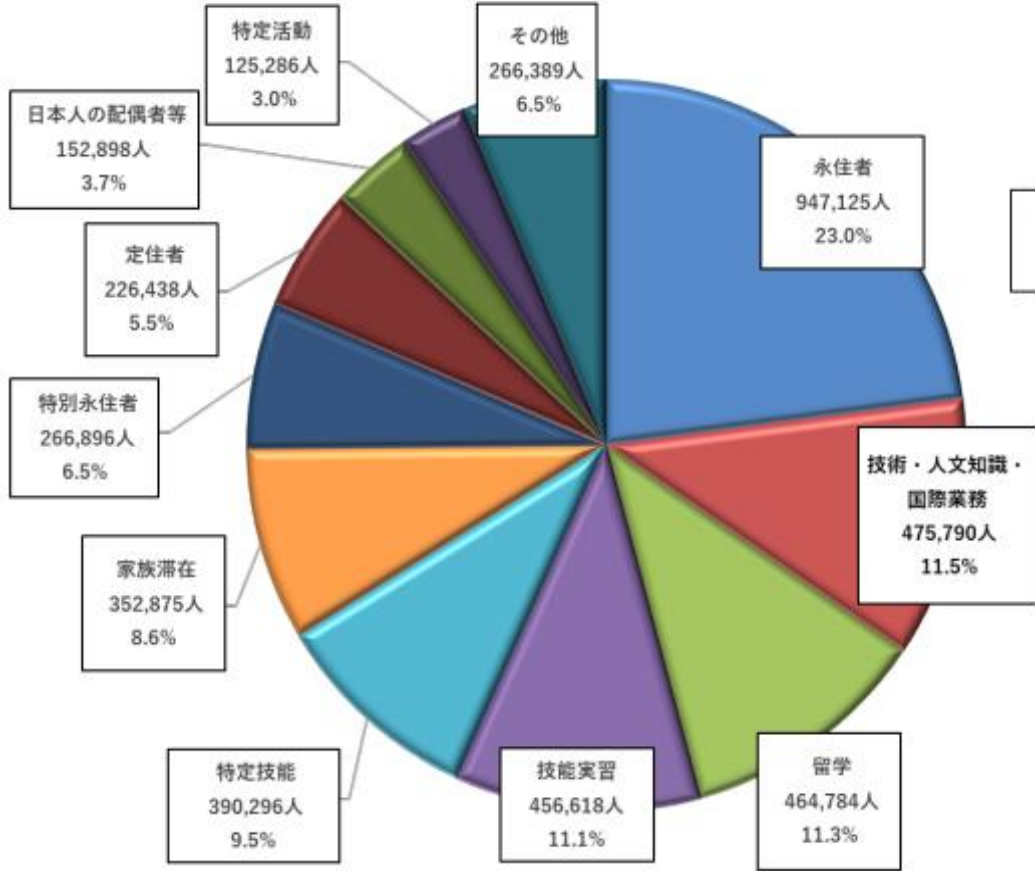
6. 食品製造業における外国人材の受入れ



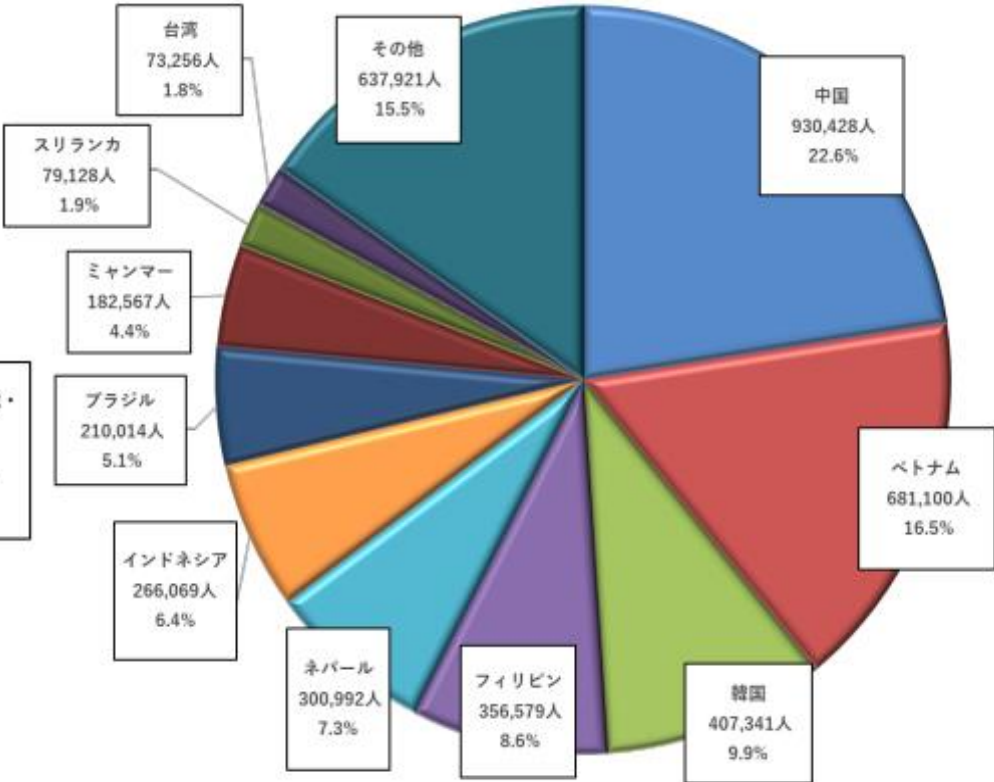
6-1. 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和7年12月末）

在留外国人数（総数） 412万5,395人

在留資格別



国籍・地域別



6-2. 技能実習・育成就労・特定技能の制度比較



	技能実習(団体監理型)	育成就労(監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算3年(育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能)	通算(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)5年(相当の理由があると認められる場合は6年)
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1年経過時、終了時(特定技能1号移行時)において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時A2.2レベルの日本語能力要件あり)	なし (介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野(運輸係員の業務区分)はA1以上の日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし	なし
支援機関	なし	あり(監理支援機関) (育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制)	あり(登録支援機関) (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	通常監理支援機関と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号)(非専門的・技術的分野)	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

6-3. 特定技能制度の概要（在留資格について）

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**リネンサプライ**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（19分野）
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

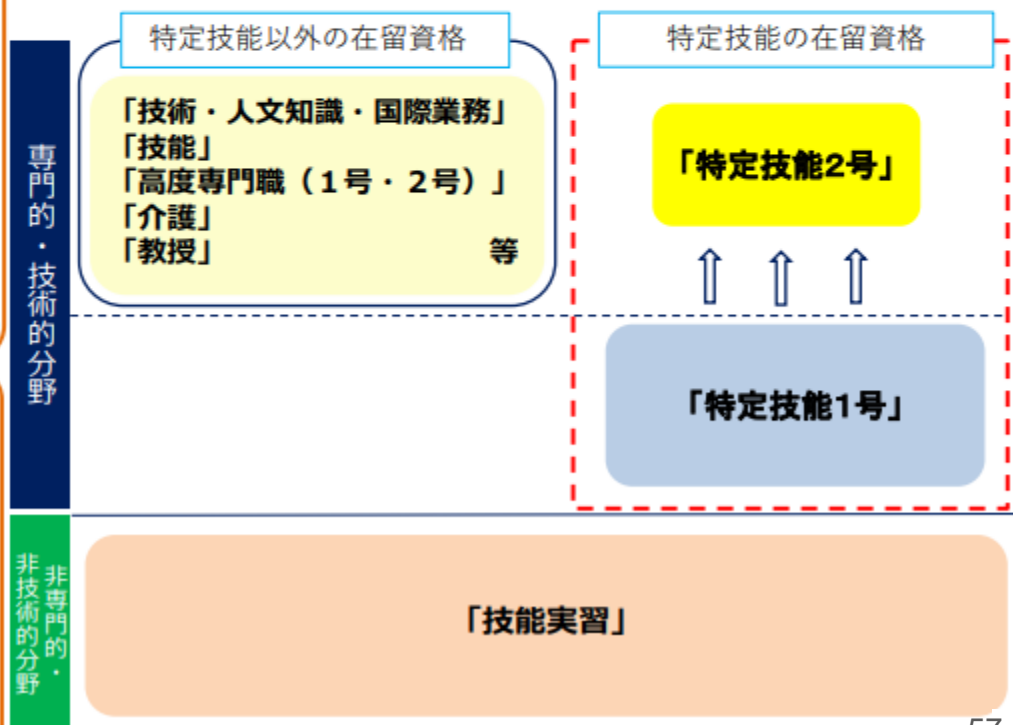
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

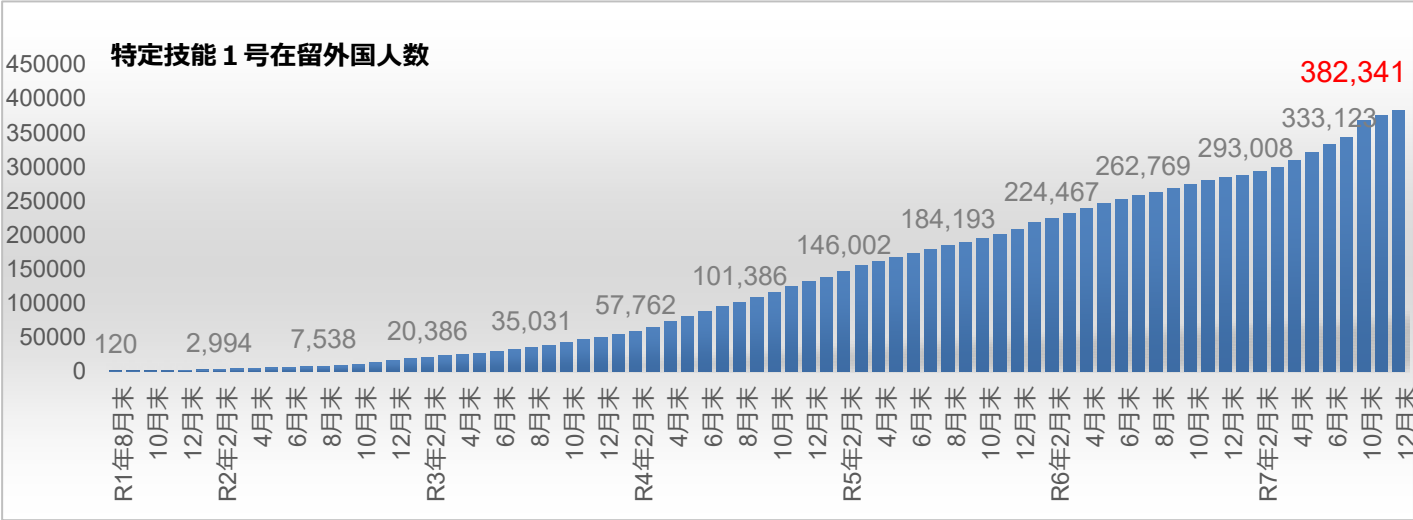
【就労が認められる在留資格の技能水準】



6-4. 特定技能制度について（運用状況）

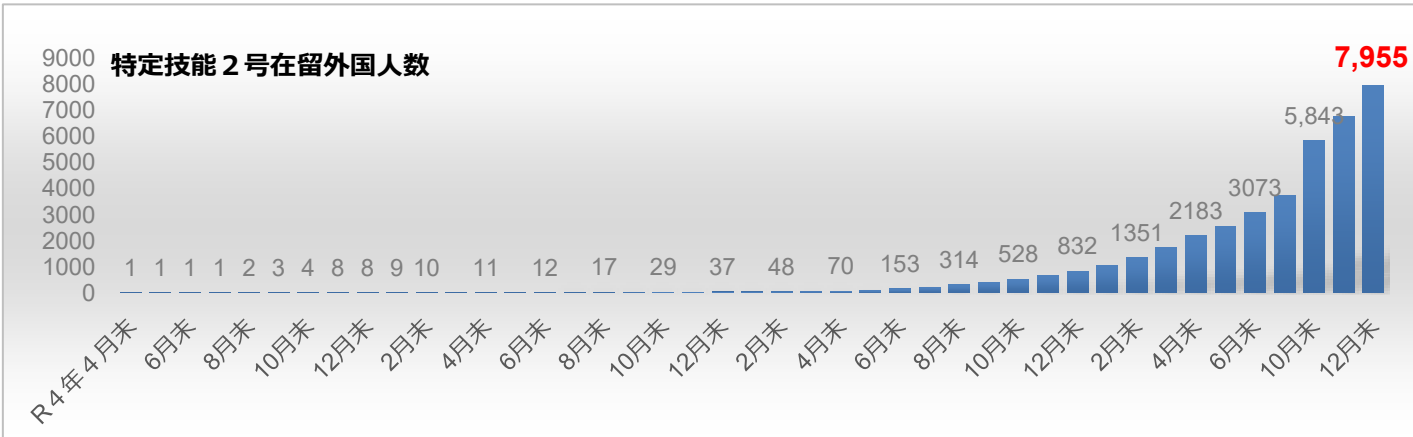
- 特定技能在留外国人数は、令和 7 年12月末時点（速報値）で、特定技能 1 号 382,341名、特定技能 2 号 6,744名。
そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の95,644人（特定技能 1 号及び 2 号の合計）。
- 令和11年 3 月末までに13万3,500人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	67,871
ビルクリーニング	8,395
工業製品製造業	56,736
建設	49,323
造船・船用工業	11,204
自動車整備	4,560
航空	2,260
宿泊	1,968
自動車運送業	151
鉄道	54
農業	37,952
漁業	4,590
飲食料品製造業	93,393
外食業	43,869
林業	0
木材産業	15



特定技能 2 号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	17
工業製品製造業	840
建設	1,799
造船・船用工業	336
自動車整備	320
航空	3
宿泊	30
農業	1,282
漁業	21
飲食料品製造業	2,251
外食業	1,056

6-5. 育成就労制度の概要



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

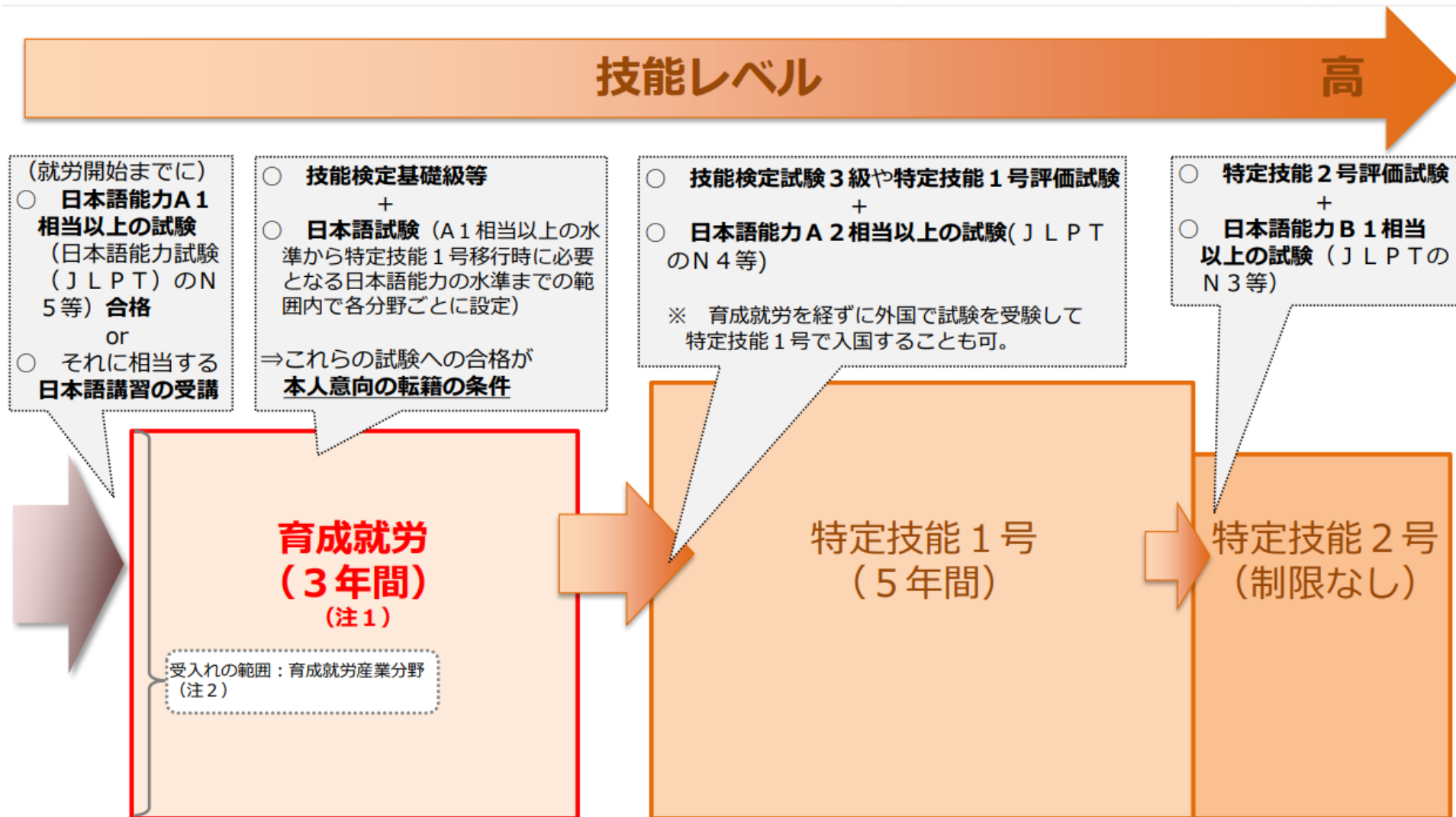
適正な送出しや 受入環境整備の 取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

6-6. 育成就労制度のイメージ（特定技能制度との関係性について）



（注1）特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

（注2）育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。



7. 災害等への対応



7-1. 国による災害時の物資支援と企業の取組

○地方公共団体は、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備。

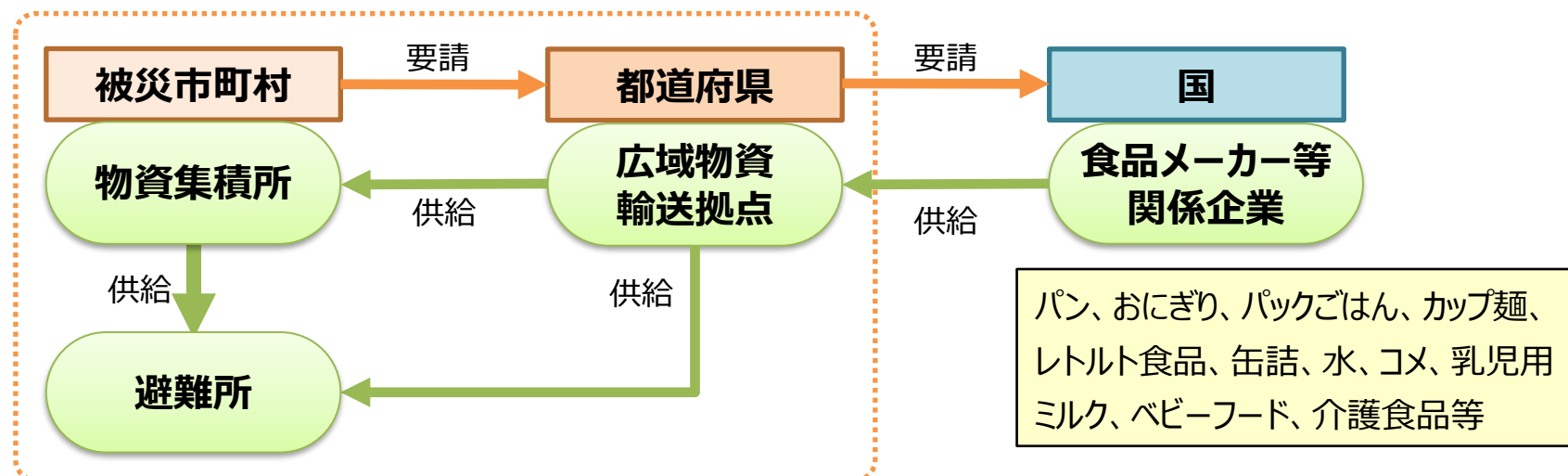
○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資等を被災者に供給。国は、被災都道府県からの要請を受けた場合、被災都道府県に対し、物資を供給。事態に照らし緊急を要し、被災都道府県からの要請を待つとまがないと認められるときは、要請を待たずに実施（**プッシュ型支援**）。

○農林水産省は、食料や水（ペットボトル）について、食品関連団体、食品企業等に対し出荷要請を行い、全国各地の食品企業が提供する物資を、民間の輸送トラックのほか、自衛隊機による空輸などを利用し、被災地の広域物資輸送拠点へ輸送。

＜最近の実績＞ 令和6年能登半島地震（約514万点）、令和2年7月豪雨（約32万点）、令和元年台風19号（約63万点）

○多くの企業において、災害により自社が重大な被害を受けた際にも、重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても早期に復旧させるため、事業継続計画（BCP）を策定。

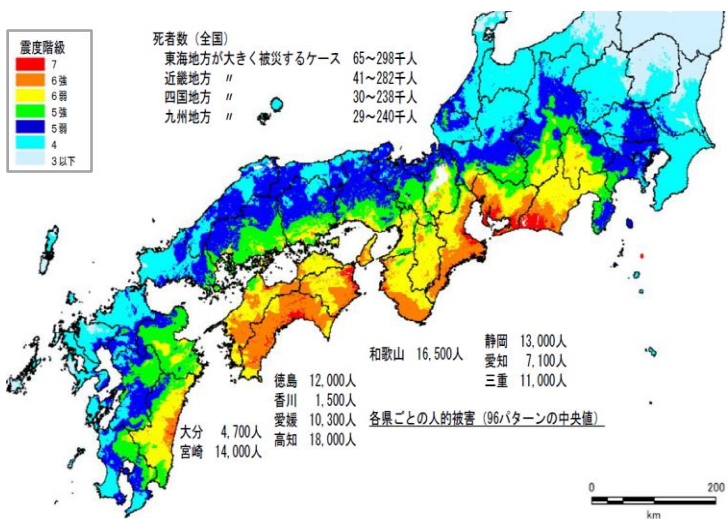
◎災害発生時の物資支援の流れと役割



(参考) 想定されている大規模災害 (南海トラフ地震等)

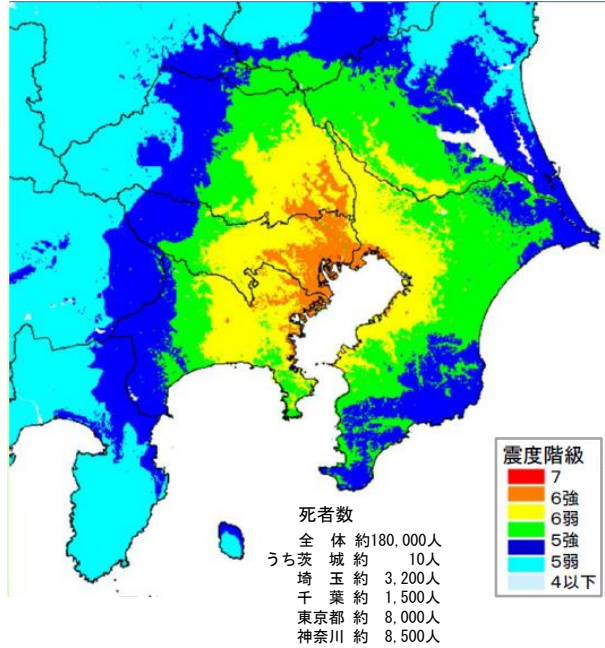
○ 今後、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模災害の発生が、想定されている。

南海トラフ地震 (震度分布・被害想定)



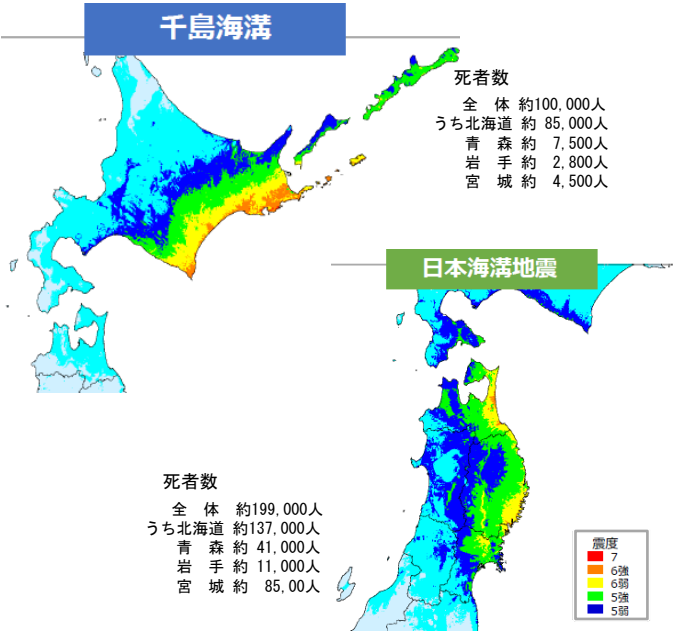
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (令和8年7月14日中央防災会議) より

首都直下地震 (震度分布・被害想定)



首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (令和8年7月14日中央防災会議) より

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (震度分布・被害想定)



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (令和8年7月14日中央防災会議) より

◆ 東日本大震災との比較

地震名	マグニチュード	全壊・消失家屋	死者・行方不明者数	食料供給
東日本大震災 ※1	9.0	約 11万棟	約 2万人	約 2,584万食 (実績)
南海トラフ地震 ※2	9.0	最大約 235万棟	最大約 29.8万人	最大約 14,440万食
首都直下地震 ※3	7.3	最大約 40万棟	最大約 1.8万人	最大約 4,700万食
日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震 ※4	9.0	最大約 30.6万棟	最大約 29.9万人	最大約 920万食

※1 緊急災害対策本部「平成23年度東北地方太平洋沖地震について (H23.7.31)」
※2 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ (令和7年3月公表)
※3 首都直下地震対策検討ワーキンググループ (令和7年12月19日公表)
※4 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ (令和3年12月31日発表)